資料編

無条件降伏者の精神現象学

Phänomenologie des Geistes bei den bedingungslos Kapitulierten

第1章 2つの「無条件降伏」

氷見 潔 Kiyoshi HIMI

```
【資料 1】カサブランカ記者会見でのルーズヴェルトの「無条件降伏」発言 1
【資料 2】ルーズヴェルトの「無条件降伏」発言およびそれに対する反応やそれの及ぼした
影響について ---フーヴァーの記述から---
【資料 3】Wikipedia, "Unconditional surrender"から抜粋
                                10
【資料4】モーゲンソー・プランによる戦後ドイツの領土
                                 12
【資料 4-B】フーヴァーによる、モーゲンソー・プランの説明
                                   13
【資料 5】ヒトラーの「政治的遺書」後半部における後継者指名
                                    15
【資料6】デーニッツの組閣による内閣
                       18
【資料7】ドイツ分割占領・ベルリン分割占領
                          19
【資料8】ポーランドの「西への移動」
                       20
【資料 9】カイロ宣言 21
【資料 10】ヤルタ秘密協定 ――フーヴァーによる説明――
                                  24
【資料 11】市丸利之助の「ルーズベルトに与ふる書」
【資料 12】アインシュタイン=シラードのルーズヴェルト宛て手紙(私訳付き)
                                          33
【資料 13】ルーズヴェルト‐チャーチル:ハイド・パーク会談覚え書(私訳つき)
                                           36
【資料 14】国連憲章における「敵国条項」
                      37
【資料 15】日ソ中立条約踏み躙りの根拠になるとされた国連憲章条文
                                       39
【資料 16】トルーマンの日本人宛て声明(1945年5月8日)
                                   40
【資料 17】ポツダム宣言 41
【資料 18】ソ連の対日宣戦布告文
                     47
【資料 19】ポツダム宣言に対する日本政府申し入れ
                              49
【資料 20】バーンズ回答 52
【資料 21】ポツダム宣言受諾の通告
                     56
【資料 22】終戦詔書(玉音放送)
【資料 23】スターリン - トルーマン書簡
                        64
【資料 24】大陸令千三百八十二号
                    70
【資料 25】千島・樺太進攻に関するソ連軍最高司令官命令
                                 71
【資料 26】ソ連軍の樺太・千島侵攻図
                       76
【資料 27】日本の降伏文書
                 77
【資料 28】裕仁天皇の印象――マッカーサー語る―
                               81
【資料 29】連合国の日本管理組織図
                      83
```

【資料 1】カサブランカ記者会見でのルーズヴェルトの「無条件降伏」発言

出所: http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=16408 より

*日本語は引用者による私訳

•••••

Furthermore, these conferences have discussed, I think for the first time in history, the whole global picture. It isn't just one front, just one ocean, or one continent—it is literally the whole world; and that is why the Prime Minister and I feel that the conference is unique in the fact that it has this global aspect.

その上、これらの会議では、歴史上初めてのことと思うが、地球の全体像のことが議論された。一戦線とか、一海洋とか、一大陸とかではなく、文字通りの全世界である。それゆえにこそ、首相も私も、この会議がこういう全地球的様相を呈しているということにおいて、ユニークなものである、と感じているのだ。

The Combined Staffs, in these conferences and studies during the past week or ten days, have proceeded on the principle of pooling all of the resources of the United Nations. And I think the second point is that they have reaffirmed the determination to maintain the initiative against the Axis powers in every part of the world.

合同スタッフは、この一週間もしくは 10 日間における、これらの会議と研究とにおいて、連合国のすべての資源をプールするという原則に向けて前進した。そして、第二の重要点は、彼らが世界のあらゆる地域において枢軸国に対抗するイニシアティヴをとり続けるという決意を再確認したことである、と私は考える。

These plans covering the initiative and maintenance of the initiative during 1943 cover certain things, such as united operations conducted in different areas of the world. Second, the sending of all possible material aid to the Russian offensive, with the double object of cutting down the manpower of Germany and her satellites, and continuing the very great attrition of German munitions and materials of all kinds which are being destroyed every day in such large quantities by the Russian armies.

1943年のうちにおける主導権およびそれの維持を包括する、これらの計画は、また、たとえば世界のさまざまの地域において行なわれる連合軍事作戦のような、或る種の事項をも含んでいる。第二に、ロシアの攻勢のために、あらゆる可能な物質的援助を送る、ということだ。それには、ドイツおよびその衛星諸国の動員可能兵力を削減してしまうこと、それに、日々、ロシア軍によって大量に破壊されつつある、ドイツの軍需品およびあらゆる種類の物

資の、きわめて大幅な減少を継続させること、という二重の目的がある。

And, at the same time, the Staffs have agreed on giving all possible aid to the heroic struggle of China—remembering that China is in her sixth year of the war—with the objective, not only in China but in the whole of the Pacific area, of ending any Japanese attempt in the future to dominate the Far East.

そして、同時に、スタッフは、中国の英雄的戦闘のために、あらゆる可能な援助を与えることで、意見が一致した――中国が戦いの六年目に入っている、ということを想い起してのことである。それには、中国においてのみならず、全太平洋地域において、将来極東を支配しようとする日本のいかなる企てをも、終わりにさせてしまう、という目的がある。

Another point. I think we have all had it in our hearts and our heads before, but I don't think that it has ever been put down on paper by the Prime Minister and myself, and that is the determination that peace can come to the world only by the total elimination of German and Japanese war power.

もう一つの重要点がある。思うに、我々は皆、それを心の中あるいは頭の中に、以前から持ってはいたのだが、しかし、それはまだ、首相や私自身によって紙上に書きとどめられることはなかったのである。そして、それというのは、平和を、ただ、ドイツおよび日本の軍事力の全面的除去によってのみ、世界にもたらすことができる、という決意である。

Some of you Britishers know the old story—we had a General called U.S. Grant. His name was Ulysses Simpson Grant, but in my, and the Prime Minister's, early days he was called "Unconditional Surrender" Grant. The elimination of German, Japanese, and Italian war power means the unconditional surrender by Germany, Italy, and Japan. That means a reasonable assurance of future world peace. It does not mean the destruction of the population of Germany, Italy, or Japan, but it does mean the destruction of the philosophies in those countries which are based on conquest and the subjugation of other people.

英国人諸君のうちには昔の話を御存じの方もあろうと思うが、我が国に U.S.グラントという将軍がいた。彼の名はユリシーズ・シンプソン・グラントだが、私の、そしてまた(チャーチル)首相の若い頃には、彼は「無条件降伏の」グラントと呼ばれていた。ドイツ、日本、イタリアにおける軍事力の除去は、ドイツ、イタリアおよび日本の無条件降伏を意味する。そしてそれは将来の世界の平和の理性的保証となる。それは、ドイツ、イタリアおよび日本の住民を殲滅することを意味するのではなく、それらの国々の、征服と他民族支配とに基礎を置く哲学を破壊することを意味するのである。

While we have not had a meeting of all of the United Nations, I think that there is no question—in fact we both have great confidence that the same purposes and objectives are in the minds of all of the other United Nations—Russia, China, and all the others. 我々は、まだ全連合国の会合を持ったことはないのであるが、同じ目的・目標が他のすべての連合国の、すなわちロシア、中国その他すべての国々の、心の中に抱かれている、ということに疑いの余地はない、いや、我ら二人は、そのことに大いなる確信を抱いてすらいるのだ。

And so the actual meeting—the main work of the Conference—has been ended. Except for a certain amount of resultant paper work, it has come to a successful conclusion. I call it a meeting of the minds in regard to all military operations, and, thereafter, that the war is going to proceed against the Axis powers according to schedule, with every indication that 1943 is going to be an even better year for the United Nations than 1942. こうして、当面の会談、つまり会議の主要な仕事、は終わりに達した。一定量の付随的な書類作成作業を残して、会議は上首尾の結果に達したのである。私はそれを、すべての軍事作戦行動に関する意気投合の会談と呼ぼう。それで、今後においては、枢軸諸国に対する戦いは、スケジュール通りに進行していこうとしているのであって、それは、連合国にとって1943年が1942年よりもさらによい年になりつつあることを、あらゆる意味で示唆している、というわけである。

【資料 2】ルーズヴェルトの「無条件降伏」発言およびそれに対する反応やそれの及ぼした 影響について ---フーヴァーの記述から---

Herbert Hoover, Freedom Betrayed, Stanford, California, 2011, pp.340-346 より私訳

無条件降伏の宣言

カサブランカ会談は、主として軍事の諸事項に関わるものであった。しかし、この会談から、 歴史に記録される、あの無条件降伏の要求が出て来たのである。

1月24日、公式な諸会議の終わった時、ルーズヴェルト大統領とチャーチル首相は、記者会見を開いた。会見の終わりに、ルーズヴェルト大統領は、もう一つ論じたいと思っていることがあるのだ、と非公式に付け加えた。彼がいうには、彼とチャーチル首相は

ドイツ、日本およびイタリアの、無条件降伏以外のものは受け入れない、と固く決心している

チャーチルは、いっている:

大統領が、1月24日の記者会見の際に、我々は「無条件降伏」をすべての我々の敵国に強要するつもりだ、と述べるのを、私は、或る種の驚きの感情をもって聞いた……イズメイ将軍も……また驚いていた。大統領に続く、私の発言においては、私は、もちろん彼を支持し、彼の語ったことに同意した……(ウィンストン・チャーチル、*The Hinge of Fate*(『運命の要』)、pp. 686-687)

チャーチルは、ハリー・ホプキンス[=米国商務長官]のレポートを引用しているが、それによると、大統領は、彼[=ホプキンス]に、次のとおり語ったという:

……それから、突然、記者会見が始まった、それでウィンストンと私とには、そのための準備をする時間がなかった、すると私の心に、彼らがグラントを「無条件降伏の老将 Old Unconditional Surrender」と呼んでいた、という考えが、いきなり飛び込んできた、そして私がその次に覚えているのは、私がそれをいった、ということである。

シャーウッド [=ロバート・E] は、ホプキンス (彼は出席していた) のメモに基づく陳述で、 次のとおり語っている:

ルーズヴェルトは、自身で、チャーチルをこの声明に対するすべての責任から解放したのである。た しかに、彼は、それが彼の側における即席のものであった、ということを示唆したのである……

スタッフのチーフたちは、どうも相談されていなかったらしい。ウィリアム・D・レーヒー

提督は、その著書の中で、次のとおり語っている:

……私が知り得た限り、この政策は、統合スタッフのチーフたちと議論されてはいなかったし、軍事的観点からすれば、その実行は、続いて行なわれる作戦における我々の困難を増し加えることになるかもしれなかった、なぜなら、それは、我々が敵を壊滅させねばならぬということを意味するだろうからであった……戦争が終わるより前に、いくつかの地域では、条件付き降伏を受け入れる方が都合がよいだろうと思われる機会はあった、しかし、我々は、そうすることを許されなかった。

これらの引用文からは、ルーズヴェルトが単独創作者であるように思われるであろう。しかしながら、チャーチル氏は、もう一つ別の陳述においては、彼がルーズヴェルト氏に、彼の代わりにその声明を発する権限を与えておいたのだ、と語っている:

十分で、冷静、沈着かつ慎重な考察の後にはじめて……大統領は、我が戦時内閣の代表者としての私の完全な同意の下に、カサブランカ会談の基調は、我々のすべての敵の無条件降伏であるべきだ、と決定したのである。無条件降伏に対する我々の不撓不屈の主張は、我々が我々の勝利の武力を、住民たち全部に対する何らの残酷な取り扱いによって汚すということをも、意味するものではない……

1943 年 2 月 12 日、ルーズヴェルト氏は、ホワイトハウスの特派員協会宛ての演説で、「無条件降伏」の標語を繰り返した。

「無条件降伏」最終的告知のいくつかの帰結

「無条件降伏」の標語は、戦争中を通してずっと響きわたり続けた。私は、そこから生じてきた諸出来事を物語るために、本文を絶えず中断するよりも、むしろここでこの主題を完全に論じ切ってしまう方がよいかもしれない。

アルバート・C・ウェデマイヤー将軍は、カサブランカの時期には、米国陸軍総合スタッフの戦争計画部に所属していたが、彼の本の中で、ルーズヴェルト氏の声明の時点で自分は次のとおり語った、と述べている:

……無条件降伏は、疑いもなく、ドイツ人たちに、最後の最後まで戦うことを強いるであろう、と。このことは、私を心配させた、なぜなら、私は、ドイツには、ヒトラーを除こうと欲している多くの ——反ナチとは別の、反ドイツのプロパガンダの故に、我々がやっと認めることを許されているのよりも、もっと多くの——人たちがいる、と確信していたからだ。無条件降伏への我々の要求は、全ドイツ人を、固く結びつけるだけであろう……

シャーウッド語っているところでは、カサブランカ会談の 7 ヶ月後(1943 年 8 月)、ホプキンスは、ワシントンの軍事トップ・レベルから、第1回ケベック会談のための覚え書き

を受け取った。覚え書きは、「無条件降伏」政策の結果は、ドイツの破壊であり、かくしてロシアが、戦争の終わった後においてヨーロッパを支配することになるであろう、と述べていた。

ルーズヴェルト氏もまた、彼の宣告の影響が心配になっていたように見える。彼は、1943 年8月に、次の如き声明を発した:

枢軸に支配された地域の人々は、自分たちは、もしも無条件降伏に同意するとしても、枢軸の専制と 交換に連合国による破滅を身に引き受けようとしている、というわけではない、と確信してよいので ある。連合国の目指すところは、解放された人々に、彼ら自身で選ぶところによる自由な政治的生活 を創り出すことと、経済的安全を達成することとを許す、ということである。これらは、大西洋憲章 の偉大なる目的のうちの2つのものである。

無条件降伏に関して意見を求められることのなかったスターリンは、それに異議を申し立てた。カサブランカの 10 ヶ月後、テヘランにおける、彼の見解の覚え書きの一部分には、次のとおり語られていた:

スターリン元帥は、ドイツに課されることになる正確な要求の定義なしでの無条件降伏原理の、戦時の方策としての適否を問題にした。彼の考えるところでは、無条件降伏の原理を不明確なままにしておくことは、ただドイツ国民を一致団結させるのに役立つばかりであるが、これに反し、如何に厳しいものであろうとも、明確な要求を作成し、ドイツ国民に、これが彼らの受け入れねばならないことである、と告げることによって、彼の意見によれば、ドイツの降伏の日は早められるだろう、ということであった。

ハルが述べているところでは、テヘランの後、1943年12月17日に、彼は、アイゼンハ ワー将軍のスタッフの一人から外電を受け取ったが、それには、テヘランでスターリンとチャーチルとが「無条件降伏」原理に異議を唱えた、と自分らは判断する、ということが語られていた。ルーズヴェルトは、ハルに、要求の修正をすることはしない、と告げた。

ハルは、どうやら 1944 年 1 月中頃、もう一度ルーズヴェルトの許に問題を持ち出して、「要求を明確に限定するための会談」を提案したらしい。大統領は、1 月 17 日付の回答で、それを拒否した。

1944年2月22日、チャーチルは、下院における演説で、ルーズヴェルトの宣言に対するドイツ人たちの反発を和らげようと努めた:

ここで私は、「無条件降伏」の語は、ドイツ国民が奴隷にされるか、あるいは滅ばされてしまう、というようなことを意味してはいない、ということを指摘してもよかろう……

世間の批評

「ニューヨークタイムズ」軍事欄編集主幹のハンソン・W・ボルドウィンは、彼の見解を、次のとおり語ってくれている:

…… (無条件降伏は) ひょっとしたら、この戦争の最も大きな政治的誤りであったのかもしれない。 第一次世界大戦において、ウィルソンは、カイザーおよび軍国主義的ユンカー階級とドイツ国民とを 区別するように注意した;第二次世界大戦において、スターリンは、ヒトラーおよびナチスとドイツ 国民との間に、そしてドイツ軍との間にさえも、明確な区分線を引いた。 支配者と被支配者との間に くさびを打ち込む機会は、ウィルソンとスターリンにはそれだけ明確に掴まれていたのに、ルーズヴェルトとチャーチルによって、逸せられてしまった。 無条件降伏は、無条件抗戦へのあからさまな招待であった; それは、ヒトラーに対する抵抗の勇気を失わせ、おそらくは戦争を長引かせ、我々に生命の犠牲を強い、現在の発育不全の平和へと至るのを促進した……

無条件降伏は、政治的破綻の政策であり、それは我々の軍事的目的――勝利――を遅延させ、我々における十分に熟考した上での平和計画の欠如を確証したのである。それは、我々に、生命と時間とにおける高い犠牲を払わせ、その本質的に否定的な構想は、肯定的な平和計画の発展を阻害した。

我々は、この政策を支持することによって、如何なる実用的な政治的目的をも捨て去ってしまった; これらの用語で定義された勝利は、より永続的な平和を意味することはとてもできなかった、なぜなら「無条件降伏」は、リッデル・ハートが注意したとおり、「あらゆるヨーロッパの均衡の完全な消失……」を意味していたからである。

無条件降伏は、ただ無制限戦争のみを意味することができた、そして無制限戦争は――ローマがカルタゴの畑に塩を播いて、ライバルを火と剣とで破壊し尽した、あの日のことは別として――、決してより永続的な平和を意味しはしなかったのである。

この政治的政策は、戦略爆撃による無差別殺戮という軍事的政策と結び付けられて、将来の紛争の 種を播かずにはいられなかった。

英国の軍事記者である B・H・リッデル・ハートは、ドイツの将軍たちとの戦後における インタビューにおいては、次のとおりであった、と語っている

私が話した相手すべては、連合国の「無条件降伏」政策が戦争を長引かせる結果となったということを、長々と述べた。彼らがいうには、これがなければ、彼らと彼らの軍隊――より重要な要素――は、もっと早く降伏する気になったであろう、個別的に、であれ、集団的に、であれ……

アルプレヒト・フォン・ケッセルが日記の中で記しているように、ヒトラーに抵抗していた地下組織は、無条件降伏の決まり文句が彼らの努力を阻害すると感じていた。ケッセルは書いている:

……我々の標語は、ヒトラーとドイツ国民との間にくさびを打ち込むことを極めて困難にした……

連合国によるイタリア侵略への、「無条件降伏」の影響は、英国戦時内閣の一員であった ハンキー卿によって、次のとおり語られている:

大部分は「無条件降伏」のせいである、これらの長々と続く遅延が起こっている間に、そして連合国の政治家たちが、不毛の決まり文句を七めんどうくさく強要することによって、彼ら自身の出した助言を実行しようとすることで自分の命を危険に曝していた、そしてその人からこそ彼らが最も多くのことを期待していた、まさにその人 [バドリオ] を苦しめている間に、ドイツ軍は、複数師団をイタリアに送り込み、連合国軍の甚大なる損失とヨーロッパで最も美しい国の恐ろしい破壊とを惹き起すほどの防衛体制を、着々と築きつつあった。「柔らかな」下腹部と呼ばれていたものは、かくして、「無条件降伏」によって、要塞化された陣地に化されてしまった。失われた時間は、我々に高価な犠牲を強いたのである。

ドイツについては、彼は、次のとおり語った:

……この不適切なる語句は、戦争を、ドイツ人にとっては人間の忍耐の極限まで、長引かせた。ドイツ人の指導者たちの誰一人として、無条件降伏という如き、かかる屈辱的なる要求に、サインすることに応じてもよいと思ってはいなかった……

彼は、その宣言の結果を、次のとおり要約した:

……戦争を長引かせ、いっそう悲惨なものとし、我々の国に無用に血を流させ、本物の永続的な平和 を帰結することを不可能にした。

1943年の初期、スペイン外相のフランシスコ・ゴメス・ヨルダナ・イ・スーザ伯は、英国大使サミュエル・ホア卿に覚え書を送ったが、それには、次のような予言的な言葉が含まれていた:

……もしも事態が、将来においても今までと同じように展開していくならば、ドイツ領域に深く侵入してくるのは、ロシアということになるであろう。そこで我々は質問を発する:万が一、こういうことが起こるとするならば、大陸にとってのみならず、英国自身にとっても、いずれがより大きな危険なのであろうか――完全に打ち負かされてはいず、共産主義に対する塁壁として役立つに十分な強さを持ったドイツ、すなわち隣国すべてによって憎まれ、そのことによって威信を奪われてしまってはいるが、それでもなお国として保たれているドイツか、それとも、間違いなくロシアに戦争装備と技師たちと専門職人・技術者たちによっていっそう強化された力を供給し、ロシアに、

その帝国を先例なく大西洋から太平洋まで拡張することを可能にする、ソヴィエト化されたドイツか?……そして、我々は、第二の質問を発する:いったい、ヨーロッパの中心部に、すなわち、一貫性も統一性も無き、その上に戦争と外国の支配とによって血を流させられた、かの国々のモザイクの只中に、スターリンの野心を耐え忍ぶことのできる者が、誰かいるであろうか:間違いなく、一人もいない……

戦争プロパガンダおよび地下組織との接触を担当する、ヨーロッパにおける合衆国代表者であったアレン・W・ダレスは、次のとおり書いた:

……ゲッベルスは、すばやく、それ〔無条件降伏〕を「総奴隷化(total slavery)」の意味に曲解した、 そして、ドイツ国民に、それが無条件降伏の意味しているものだ、と信じさせることに、きわめて大 いに成功した。

……ゲッベルス、ボルマンの徒輩は、まったく望みのない戦争を何か月にもわたって引き延ばすために、「無条件降伏」を用いることができたのである……

かつてドイツ駐在員の一人であったエドワード・C・W・フォン・セルザムは、1949年、「ニューヨークタイムズ」宛ての手紙の中で、次のとおり指摘した:

……「無条件降伏」の宣言は、……迷っていた将軍たちの大部分を、抵抗の反対の方に追いやって、「良かれ悪しかれ」ヒトラーにくっつけ、かくして有害なことに、抵抗の根拠を弱め、ヒトラーの反抗の力をずいぶん強めたのである。私は主張するが、このことのうちに、カサブランカの宣言の真の悲劇が見出されるべきである。

英国内閣の一員であるビーバーブルック卿は、1949 年 11 月中頃のトロントにおける講演で、「無条件降伏」を戦争の最大の失敗として非難し、それは平和と復興とのためのあらゆる展望を打ち壊した、と宣告した。

ジョン・R・ディーン将軍は書いた:

ルーズヴェルト大統領の「無条件降伏」標語は、……、生き残る唯一のチャンスを求めて、最後の最後まで戦争を続けなくてはならぬ、とする敵の指導者たちのプロパガンダ声明を強化した……

【資料 3】Wikipedia, "Unconditional surrender"から抜粋

出所: https://en.wikipedia.org/wiki/Unconditional_surrender

Napoleon Bonaparte

*日本語は引用者私訳

When Napoleon Bonaparte escaped from his enforced exile on the island of Elba, among other steps that the delegates of the European powers at the Congress of Vienna took was to issue a statement on 13 March 1815 declaring Napoleon Bonaparte to be an outlaw. The text includes the following paragraphs:

ナポレオン・ボナパルトがエルバ島での強制国外生活から逃げ出した時、ウィーン会議のヨーロッパ列強代表団が取った処置のうちに、1815 年 3 月 13 日、ナポレオンをアウトロー (=法の保護を奪われた者) であると宣言する声明を出す、ということがあった。その本文は、下記の段落を含んでいる:

By thus breaking the convention which had established him in the island of Elba, Bonaparte destroys the only legal title on which his existence depended, and by appearing again in France, with projects of confusion and disorder, he has deprived himself of the protection of the law, and has manifested to the universe that there can be neither peace nor truce with him.

ボナパルトは、彼をエルバ島に落ち着かせることに決めた協約を、そのように破ることによって、彼の生存が拠って立つ唯一の合法的な資格を破棄したのであり、かつ、混乱と暴動とを計画しもって、再びフランスに姿を現わすことによって、法の保護を自分の身から奪い去って、彼との間には講和も停戦もあり得ないことを、世界に向けて明らかにしたのである。

The powers consequently declare, that Napoleon Bonaparte has placed himself without the pale of civil and social relations; and that, as an enemy and disturber of the tranquillity of the world, he has rendered himself liable to public vengeance.

したがって、列強は、ナポレオン・ボナパルトが自身を市民的および社会的関係の境界外に置いたということ、および彼が自身を、世界の平穏の敵対者かつ妨害者として、公の復讐を免れない者にしたということを、宣言する。

- Plenipotentiaries of the high powers who signed the Treaty of Paris (1814).^[7] パリ条約(1814 年)に署名した諸強国の全権大使たち

Consequently, as Napoleon was considered an outlaw when he surrendered to Captain

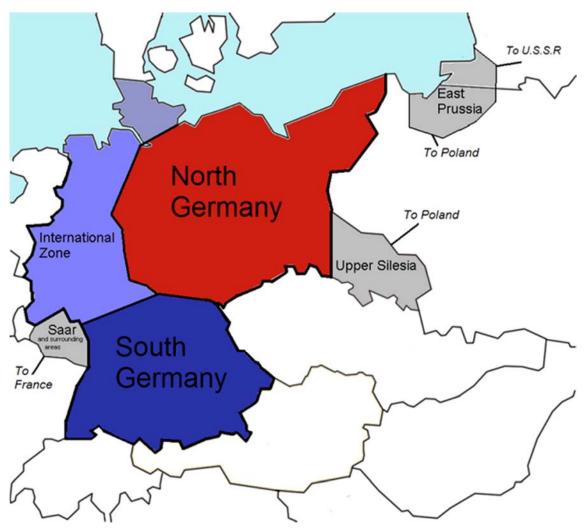
Maitland of HMS Bellerophon at the end of the Hundred Days, he was not protected by military law or international law as a head of state, and so the British were under no legal obligation to either accept his surrender or to spare his life; however, they did so, exiling him to the remote South Atlantic island of Saint Helena.^[8]

したがって、ナポレオンが、百日天下の終わりに英海軍艦艇ベレロフォンのマイトランド船長に降伏した時、彼はアウトローとみなされたのだから、国家元首として軍事法あるいは国際法によって保護されることがなく、だから英国人は、彼の降伏を受け容れることについても、彼の命を助けることについても、何らの法的拘束の下にはなかった。しかし彼らはそうしたのであり、彼を大西洋上の遠隔のセント・ヘレナ島に追放したのであった。

【資料 4】モーゲンソー・プランによる戦後ドイツの領土

出所: https://de.wikipedia.org/wiki/Morgenthau-Plan

Geplante neue deutsche Grenzen nach dem Morgenthau-Plan



【資料 4-B】フーヴァーによる、モーゲンソー・プランの説明

Herbert Hoover, Freedom Betrayed, Stanford, California, 2011, pp.438-439 より私訳

ドイツの田園化のためのモーゲンソー・プラン

このケベックの会合には、全世界に悪い影響を与えることになる、一つの秘密協定があった。 それは、財務長官へンリー・モーゲンソーの、戦争後における「ドイツの田園化」のための プランであった。ドイツは、消費財を比較的少量生産する、農業国に縮小化されるべきであ る、というのであった。

協定の原文は、次のとおりであった:

ドイツのあらためての再軍備を妨げるための最善の処置についての、大統領と首相との会談において、 本質的な主要点は、ルール地方およびザール地方の将来における処分であると思われた。

ドイツにおける冶金、化学および電気工業が平和用から戦争用に変換される、その簡単さは、苦い経験によって、すでに我々の心に銘記された。ドイツ軍が、ロシアおよびその他の隣接する連合国の工業の大きな部分を荒廃させてしまったことも、思い起こされねばならない、そして、これらの害された国々が、彼らの被った損失を補填するために必要とする機械類を運び去る権利を与えられるのは、正義に適ったことにほかならないのである。それ故、ルール地方およびザール地方において、当てはまる工場は、必ず、作動を停止され、閉鎖されることになるであろう。それら2つの地域は、世界的機構に属する何らかの組織の下に置かれ、その組織が、これらの工場の装備分解を監督し、かつそれらが何らかの口実によって再び始動させられないよう、確と取り計らうことになるべきである、と考えられた。

この、ルール地方およびザール地方の戦争を作り出す工場の除去の計画は、ドイツを、その性格に おいて主として農業的かつ田園的な国に変えることを期待してのものである。

首相と大統領とは、この計画に同意していた。

O.K.

F.D.R.

W.S.C.

1944年9月16日

15.9.

会談の1週間後、プランは、「ウォールストリートジャーナル」に漏れ出た、同紙は、その諸主要点を広範囲にわたって報じたのである。その数日後、私は、ヘンリー・L・スティムソン長官に、別の用事で会った。雑談中に、私は、新聞に報じられたプランについて、彼は何を知っているのか、尋ねた。

長官は私に、1944年8月遅くに、モーゲンソー長官が閣議にこのプランを提示したのだ、 と話した。彼が述べたところでは、その考えは、ただちにハル長官と彼自身とによって非難 されたが、ルーズヴェルト氏は、ハル、彼、モーゲンソーを、そのプランを検討するための 委員として指名した。

スティムソン長官は、ケベックでの協定の全文を、その考え全体に対する彼の熟考し予言者的に書いた非難——それにはハル長官も同意見であった——と一緒に、彼の書類入れから引っ張り出して、私に見せた。スティムソンは、ハル長官も彼も、チャーチル首相が彼らと同格の役職者を同行させていたにもかかわらず、ケベック会談には招かれなかった、と述べた。

ケベック会議についての国務省の覚え書によれば、英国外務大臣アンソニー・イーデンは、 その「プラン」に反対した。チャーチル首相は、ケベック会談についての彼の記述の中で、 次のとおり述べている:

……最初、私は、この考えに激しく反対した。しかし、大統領が、モーゲンソー氏——この人からは、 我々は聞くことが多かったのだが——と一緒になって、あまりにも強く主張するものだから、しまい には、我々は、それを検討することに意見が一致した。

……これらすべてのことは、もちろん戦時内閣の十分な検討を受けなくてはならないのであるが、 結局のところは、私の完全な同意で、ドイツを「田園化する」この考えは、生き延びることはなかっ た。

しかしながら、それは、以下の話が示すとおり、生き延びていたのである。ジョージ・ソコルスキーは、2年と 8ヵ月後、1947年 5月 21日のコラムで、プランの些か異なった原文を公開した。彼が述べるには、彼のコラムの一人の読者が、そのプランに関して国務省に尋ねて、次のとおり知らされたのである:

「……当政府は、いわゆる『モーゲンソー・プラン』なるものを、ドイツの取り扱いのために採用したことは、決してありません……」

原文および協定の頭文字署名によって証明されるように、この声明は、真実の全体からは、 やや離れていた。 【資料 5】 ヒトラーの「政治的遺書」後半部における後継者指名

Adolf Hitler, Politisches Testament 1945

NS-Archiv, Dokumente zum Nationalsozialismus

https://www.ns-archiv.de/personen/hitler/testament/politisches-testament.php より

Mein politisches Testament (「私の政治的遺書」) 後半部私訳

政治的遺書の第2部

私は、死の前に、前国家元帥ヘルマン・ゲーリングを党から追放し、1941 年 6 月 29 日の命令ならびに 1939 年 9 月 1 日の私の国会での宣言から生じ得るすべての権利を、彼から取り上げる。私は、この者の代わりに、大提督デーニッツを、大統領 Reichspräsident および国防軍最高司令官に任命する。

私は、死の前に、前 SS 全国指導者・内務大臣ハインリヒ・ヒムラーを党ならびにすべての 国家の役職から追放する。私は、彼の代わりに、ガウ指導者カール・ハンケを SS 全国指導 者・ドイツ警察長官に、ガウ指導者パウル・ギースラーを内務大臣に任命する。

ゲーリングとヒムラーは、彼らが私に知らせず、かつ私の意志に反して行なった敵との秘密 の交渉および法律に反して国家における権力を奪取しようとする試みによって、私個人に 対する不誠実はまったく度外視するとしても、国と国民全体とに見極め難いほどの損害を 与えた。

ドイツ国民に、戦争をあらゆる手段を以てなおも続ける義務を果たす、立派な人物たちによって構成された政府を与えるために、私は、国家の指導者として、以下の新たな内閣の構成員たちを任命する:

大統領:デーニッツ

首相:ゲッベルス博士

党首:ボルマン

外務大臣:ザイス-インクヴァルト

内務大臣:ガウ指導者ギースラー

軍事大臣:デーニッツ

陸軍最高司令官:シェルナー

海軍最高司令官:デーニッツ

空軍最高司令官:グライム

- 15 -

SS 全国指導者・ドイツ警察長官:ガウ指導者ハンケ

経済: フンク 農業: バッケ

法務: ティーラック 文部: シェール博士

プロパガンダ:ナウマン博士

財務:シュヴェーリン - クロシック Crossigk (*「クロージック Krosigk」が正しいか?)

労働:フープファウアー博士

軍需:ザウル

ドイツ労働戦線指導者・内閣構成員:国務大臣ライ博士

これらの人々のうちのいく人かは、例えばマルティン・ボルマン、ゲッベルス博士等々、彼らの妻たちも含めて、自発的に私のところに来ていて、どんなことがあってもこの国の首都を立ち去ろうとはせず、私と共にここで滅びようとしていたのであるが、私は、それでも彼らに、私の要請に従い、今のこの場合においては、国家の利益を彼ら自身の感情よりも上に置くよう、願わねばならない。彼らは、彼らの仕事および伴侶としての忠誠によって死後もまた私の傍にいることであろう、同様に私もまた、私の精神が彼らの許で波打ち、常に彼らに付き従うであろうことを、望んでいる。彼らは、冷厳でこそあれ、決して不正ではなくあってくれるように。とりわけ、決して恐れを彼らの行為の助言者の位置に就けることなく、国家の名誉を地上にあるすべてのものよりも上に置くのであってくれるように。彼らは、国家社会主義の国の拡充という我々の任務が、これからやって来る数世紀の仕事であることを、ついには意識してくれるように。この仕事こそが、個々の人間に、いつも共同の利益に奉仕し、これに対しては自己の利益を後に廻す義務を負わせるのである。すべてのドイツ人、すべての国家社会主義者たち、男たち女たち、そして国防軍のすべての兵士たちに、私は求める、新しい政府とその長官たちに、死に至るまで、忠実で従順であることを。

とりわけ私は、国の指導者層と服従者たちに、人種法の厳格な遵守および世界万国民に害毒 を流す者たる国際ユダヤ主義に対する情け容赦のない抵抗を義務づける。

1945年4月29日4時、ベルリンにて作成

アドルフ・ヒトラー

証人として:

ョーゼフ・ゲッベルス博士 ヴィルヘルム・ブルクドルフ

「大統領 Reichspräsident および国防軍最高司令官」とあるとおり、ヒトラーは、ヒンデン ブルク大統領(1934年8月2日死去)から受け継いだ大権および自ら創設した国防軍最高 司令官(1938年~、実際上の統帥権行使者)の地位をデーニッツに譲った。しかし、行政 の長としての首相職はゲッベルス(すでにヒトラーと共に首相官邸に押し込められてい た!)に引き継がせるものとして、一人一人、各省大臣の名前まで挙げている。ゲッベルス は、これを受けて、ヒトラーの死とともにただちに首相に就任し、定められたとおりの顔ぶ れによって組閣を行なった。だから、ごく短時間ではあったが、ゲッベルス内閣は、形の上 で存在したのである。ゲッベルスがデーニッツにヒトラーの死と後継者指名のことを伝え た時、ヒトラーの遺書の文面をそのまま読み上げる余裕があったのかどうか分からないが、 いずれにせよ、彼はその時には現職の首相として語っていたわけで、少なくとも閣僚たちの 名前は報告していたに違いない。しかしデーニッツには、ゲッベルスのその内閣が実際には 機能し得ないことが分かっていた。そこで彼は、自分が大統領になるとすぐ、ひたすら終戦 工作に当たることに適した顔ぶれの内閣を作ることにした。こうしてデーニッツ政権が成 立したのである(ただしデーニッツ自身が首相になることはなかった。大臣の中でヒトラー 時代からの経験がいちばん長いシュヴェーリン・フォン・クロージックを主席大臣として、 首相は空席、直接大統領の下に集まって閣議を開く形をとった)。もちろん、大統領に首相 任免権があるのだから、そうすることに何ら法的問題はないのであるが、しかし、万が一、 ゲッベルスがベルリン脱出に成功して、フレンスブルクにまで辿り着くようなことが起こ ってきたら、話がややこしくなるのは、避けられない(ナチス党首の座に就いたボルマンが 現われた場合も同じだろう)。だからデーニッツは、ゲッベルス、ボルマンが姿を現わすよ うなことがあったら、有無をいわさず逮捕せよ、と厳命しておかねばならなかったのである。

【資料6】デーニッツの組閣による内閣

外務大臣/財務大臣:ヨハン・ルートヴィヒ・シュヴェーリン・フォン・クロージック

内務大臣:ヴィルヘルム・シュトゥッカルト

法務大臣:ヘルベルト・クレム

経済大臣:アルベルト・シュペーア

食糧・農業大臣:ヘルベルト・バッケ

労働大臣:フランツ・ゼルテ

海軍最高司令官:ハンス-ゲオルク・フォン・フリーデブルク

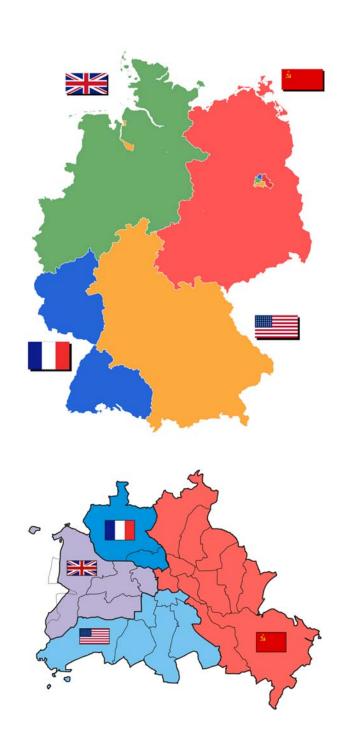
郵政大臣/交通大臣: ユリウス・ドルプミュラー 国防軍最高司令部長官: ヴィルヘルム・カイテル (5月13日以降はアルフレート・ヨードル)

デーニッツによって組織された内閣であるが、彼自身は首相の座に就くことはなく、ヒトラー時代から財務大臣の経験が長かったシュヴェーリン・フォン・クロージックを主席大臣としたので、「デーニッツ内閣」とも「シュヴェーリン・フォン・クロージック内閣」とも呼ばれる。この内閣は、当時の状況下における暫定的・過渡的なものでしかあり得ない、との認識から、自らを"geschäftsführende Regierung"(=普通は、総辞職後の「職務執行内閣」を意味する)と性格づけていた。シュヴェーリン・フォン・クロージックは、ドゥワイト・アイゼンハワー将軍とソヴィエト軍最高司令部に文書を送って(日付は入っていない)、この政権の目的は「戦争を清算すること den Krieg zu liquidieren」であると伝え、ついでにまた、新政権の成立とともに解任された大臣たちの名を列挙した。

この政権は、5月8日に国防軍の無条件全面降伏がなされた後も、なお占領を免れていたミュルヴィク特別区で、業務を続けていた。5月13日には、カイテルが英国兵捕虜虐待死事件への関与容疑で英国軍に連行されたので、ヨードルが代わって国防軍最高司令部長官の座に就いた。しかし、5月23日、踏み込んできた英国軍によって、ついに閣僚全員が逮捕拘束されてしまった。その後、6月5日に、ベルリンの連合国ドイツ管理理事会が、ドイツ国家の主権継受を宣言したので、それによって同政権は、完全に消滅させられたことになる。

【資料7】ドイツ分割占領・ベルリン分割占領

出所: https://de.wikipedia.org/wiki/Deutsche_Teilung



【資料8】ポーランドの「西への移動」

出所: https://de.wikipedia.org/wiki/Geschichte_Polens

黄色: ポーランド「管理地域」

水色: ソ連奪取地域(現ウクライナ西部を含む)

緑色: カーゾン線(1919 年、パリ講和会議でロシア・ポーランド国境線として提案されたもの。当時の英外相 George Curzon の名にちなんで呼ばれる。ポーランドはこれに不満で、ソ連との戦いとなり、フランスの支援を受けて自分の方に「取り戻して」いた(1772年に「分割」の目に遭う前のポーランド王国の国境線)。しかし、これを恨んでいたスターリンは、1939年に攻め込んで、「ヒトラー・スターリン条約」の線まで「取り返した」。 濃緑色: カーゾン線のルーズヴェルトによる修正。1945年、ヤルタでソ連・ポーランド国境線として推奨された。



【資料9】カイロ宣言

http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/002_46/002_46tx.html より

Cairo Communiqué

The following communique is for automatic release at 7:30 P.M., E.W.T., on Wednesday, December 1, 1943.

STEPHEN EARLY

Secretary to the President

President Roosevelt, Generalissimo Chiang Kai-shek and Prime Minister Churchill, together with their respective military and diplomatic advisers, have completed a conference in North Africa.

The following general statement was issued:

"The several military missions have agreed upon future military operations against Japan. The Three Great Allies expressed their resolve to bring unrelenting pressure against their brutal enemies by sea, land, and air. This pressure is already rising.

"The Three Great Allies are fighting this war to restrain and punish the aggression of Japan. They covet no gain for themselves and have no thought of territorial expansion. It is their purpose that Japan shall be stripped of all the islands in the Pacific which she has seized or occupied since the beginning of the first World War in 1914, and that all the territories Japan has stolen from the Chinese, such as Manchuria, Formosa, and The Pescadores, shall be restored to the Republic of China. Japan will also be expelled from all other territories which she has taken by violence and greed. The aforesaid three great powers, mindful of the enslavement of the people of Korea, are determined that in due course Korea shall become free and independent.

"With these objects in view the three Allies, in harmony with those of the United Nations at war with Japan, will continue to persevere in the serious and prolonged operations necessary to procure the unconditional surrender of Japan."

以下は上記文書の日本語訳です(一部、翻訳されていません)。「日本外交年表並主要文書」 下巻、外務省編(1966)から転載しました。

「ローズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣ハ、各自ノ軍事及外交 顧問ト共二北「アフリカ」ニ於テ会議ヲ終了シ左ノ一般的声明ヲ発セラレタリ

各軍事使節ハ日本国ニ対スル将来ノ軍事行動ヲ協定セリ

三大同盟国ハ海路陸路及空路ニ依リ其ノ野蛮ナル敵国ニ対シ仮借ナキ弾圧ヲ加フルノ決意 ヲ表明セリ右弾圧ハ既ニ増大シツツアリ

三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ右 同盟国ハ自国ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ス又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スル モノニ非ス

右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民国ニ返還スルコトニ在リ日本国ハ又暴力及貪然ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルヘシ

前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ軈テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決 意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右三同盟国ハ同盟諸国中日本国ト交戦中ナル諸国ト協調シ日本国ノ無条件 降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スヘシ」

【私訳】

ルーズヴェルト大統領、蔣介石大元帥、チャーチル首相は、それぞれの軍事および外交の顧 間官たちと共に、北アフリカにおける会談を完了した。

以下の如き概括的声明が発せられた:

いくつかの軍事使節団は、日本に対する将来の軍事行動に関して合意した。三大連合国は、 その残忍なる敵に対し、海、陸および空路によって、仮借ない圧迫を加える決意を表明した。 これはすでに実行されつつある。

三大連合国は、日本の侵略を抑止し処罰するためにこの戦争を戦っている。これら連合国は、 自国のために何らの利得も欲求することなく、また、何らの領土拡張の考えも持っていない。 これら連合国の目的は、日本から、それが 1914 年における第一次世界大戦の開始以降に強奪または占領した太平洋上のすべての島嶼を剥奪すること、および満洲、台湾および澎湖諸島の如き、日本が中国人から盗んだすべての領土を中華民国に返還させることである。日本はまた、暴力と貪欲とによって奪い取った、他のすべての領土から、追い払われるであろう。上記三大国は、朝鮮の人民の隷属状態に心を留めていて、やがて朝鮮を自由かつ独立ならしめることを、固く決心している。

これら諸目的のために、三連合国は、日本と交戦中である国際連合諸国と一致して、日本の無条件降伏を獲得するのに必要な、重要かつ長期にわたる行動に、たゆまず励み続けるであろう。

【資料 10】ヤルタ秘密協定——フーヴァーによる説明——

Herbert Hoover, Freedom Betrayed, Stanford, California, 2011, pp.480-483 より私訳

第68章 極東に関する秘密協定

私は、ヤルタで結ばれた、最も重要にして最も破滅的な協定のことを語るのを、ヨーロッパに関してなされた約束を説明した後に、と思って、ここまで延ばしてきた。

秘密協定は、書面にしたためられた。それは、自由中国を犠牲にして、スターリンに巨大な利権を認めるものであった。明言された理由づけは、ソヴィエトロシアを説得して対日本戦争に参加させる、ということであった。スターリンは、ドイツが打ち負かされればすぐにそうするということに、すでに繰り返し同意を表明していた。彼は、そのような保証を、1942年に大使アヴェレル・ハリマンに、1943年4月に大使パトリック・ハーリー少将に、1943年10月には国務長官ハルに与えていた。彼は、1943年12月にはテヘランで、ドイツが打ち負かされた後に対日本戦争に参加するということに、再び同意した。

ヤルタの約4ヵ月前の1944年10月10日、大使ハリマンは、モスクワから、ルーズヴェルト大統領に外電を送った:

……我々は、スターリンから、太平洋戦争にただ参加するだけでなく、全力で戦争に参入するという、 正式な同意を得ました……

しかし、5日後の1944年10月15日、英国外務大臣アンソニー・イーデンと米国大使ハリマンは、スターリンに会った。スターリン元帥は、さらなる条件を付け始めた。今度の彼の方式は、次のとおりであった:

……ソヴィエト連邦は、米国が必要な補給を増強するのを援けてくれるという条件、およびロシアの 参戦の政治的諸側面が明確に説明されたなら、という条件の下に、ドイツの敗北の3ヵ月後に日本に 対する攻撃を始めるであろう……

これらの、明確に説明されるべき「政治的諸側面」は、1945年12月15日――ヤルタの約2ヶ月前――のハリマンからルーズヴェルトへの電報の中で、次のとおり指摘されていた:

昨晩のスターリンとの会談で、私は、貴方が、彼は 10 月の時に、どんな問題が、ロシアの対日本参戦 に関連して、明確に説明されるべきであると指摘したのか、知りたいと望んでいる、ということをい いました。……彼は、クリル諸島および南部サハリンはロシアに返されるべきである、といいました。 彼の説明するところによると、現在日本がウラジオストクへの進入路を支配していて、我々は、ロシアにはこの重要な港への交通通信を保護する権利があると考えており、そして「すべての太平洋への出口は、現在、敵によって占有されているか、ふさがれている」とのことです。彼は、旅順および大連を含む遼東半島南部の周りに線を引いて、ロシアはこれらの港およびその周囲の地域を再び借用することを望んでいる、といいました。

私は、自分が次のとおりのことを覚えている、といいました、すなわち、貴方と彼とがテヘランでこの問題をすでに論じたこと、そして、私の記憶が正しいとすれば、実際のところ貴方自身が、ロシアにとっての太平洋における温水港へのアクセスの必要性という問題を提起したこと、しかし他方において、私が思うに、貴方は、この地域のロシアによる借用よりもむしろ国際的自由港を念頭に置いていること;貴方の考えでは、この方法は、ソヴィエトに必要な保護を与えるであろうし、また、この種の国際的問題は如何にして最もよく処理され得るか、についての今日的な構想により多く一致してもいる、ということ。彼は、「これは論議され得る」といいました。スターリンはさらに、東清鉄道を借用することを望んでいる、といいました。私は彼に、満洲における彼の関心範囲の境界線を明確に示すよう求めました、すると彼は、大連からハルビンへ、そこから北西の満洲里へ、そして東のウラジオストクへの線を指し示しました。これらだけが満洲において彼が関心を有する鉄道路線なのか、と私が尋ねた時、彼は確言的に答えました。私の質問に答える際に、彼は、満洲における中国の主権を妨害することを意図してはいないということを、はっきりと再確認しました。もちろん、鉄道経営の支配とロシアの軍隊が鉄道を保護する見込みとによって、ソヴィエトの影響が大きくなるであろうことは、疑いがありません。彼は、テヘランで彼が言及しなかった唯一の考慮点は、外モンゴリアにおける現状の承認——独立主体としての外モンゴリア共和国の保全——である、といいました……

何がスターリンの要求であって、何がルーズヴェルトとチャーチルによって同意された のか、ということは、協定自体によって最もよく示され得る、それは下記のとおり:

ソヴィエト連邦、アメリカ合衆国および大ブリテンの三大国指導者たちは、ドイツが降伏してヨーロッパにおける戦争が終結した後、2ヵ月または3ヵ月のうちに、ソヴィエト連邦が連合国の側に立って対日本戦争に参加するということに、以下の条件の下に、同意した:

- 1. 外モンゴリア(モンゴル人民共和国)における現状は保存されるべし;
- 2. 1904 年における日本の裏切りの襲撃によって侵されたロシアのかつての利権は返還されるべし、すなわち:
 - (a)サハリンの南部およびそれに隣接した島々はソヴィエト連邦に返されるべし、
 - (b)大連商港は国際化され、この港におけるソヴィエト連邦の格別の利益は保護され、かつ ソヴィエト連邦の海軍基地としての旅順港の借用は回復されるべし、
 - (c)大連への出口を提供している東清鉄道および南満州鉄道は、ソヴィエト 中国合同会社 の設立組織によって共同で経営されるべし、ただしソヴィエト連邦の格別の利益が保護

されるべきこと、および中国が満洲における完全な主権を保持すべきことは了解の上で;

3. クリル諸島はソヴィエト連邦に引き渡されるべし。

外モンゴリアおよび上に言及された諸港と諸鉄道に関する協定が、蒋介石総統の同意を必要とするであろうことは、了解されている。大統領は、この同意を得るために、スターリン元帥の助言を得て、 方策を講ずるであろう。

三大国の首脳は、ソヴィエト連邦のこれらの要求は、日本が打ち負かされた後に、確かに満たされるべきである、ということに合意した。

ソヴィエト連邦の側としては、中国を日本軍の拘束から解放する目的で、武装勢力を以て中国に援助を与えるために、中国国民党政府と、ソ連・中国間の友好および同盟の条約を結ぶ用意があることを表明する。

1945年2月11日

J.スターリン フランクリン D. ルーズヴェルト ウィンストン S. チャーチル

この極東協定におけるスターリンへのこれらの賞品と贈り物にもかかわらず、彼は、日本が原子爆弾を使用されたことによって事実上もう敗戦した後になってから、やっと対日本戦争に参加したのである。しかしながら、彼は、極東協定において譲与されたすべての利権に固執したのである。

この協定の原文は、数ヶ月間にわたって蔣介石には渡されなかったし、ヤルタ会談の全メンバーに渡されることもなかった、また、それは、協定に署名された 1 年後の 1946 年 2 月 11 日になるまで、米国民にも示されなかった。

【資料 11】市丸利之助の「ルーズベルトに与ふる書」

https://ja.wikisource.org/wiki/ルーズベルトニ与フル書 より

市丸利之助の、この書は、現在、メリーランド州アナポリス海事博物館に保存されており、市丸が 1945年に死亡しているため、著作権消滅により、パブリックドメインとなっている、ということである。ここには、ウィキソース (URL 上記) から転載させていただく。同ページによれば、原文および英文は『米国大統領への手紙』平川祐弘、新潮社、を底本とし、現代語訳は独自に付されたものであるらしい。

(原文)

日本海軍、市丸海軍少将、書ヲ「フランクリン ルーズベルト」君ニ致ス。

我今、我ガ戦ヒヲ終ルニ当リ、一言貴下ニ告グル所アラントス。

日本ガ「ペルリー」提督ノ下田入港ヲ機トシ、広ク世界ト国交ヲ結ブニ至リショリ約百年、此ノ間、日本ハ 国歩難ヲ極メ、自ラ慾セザルニ拘ラズ、日清、日露、第一次欧州大戦、満州事変、支那事変ヲ経テ、不幸貴 国ト干戈ヲ交フルニ至レリ。

之ヲ以テ日本ヲ目スルニ、或ハ好戦国民ヲ以テシ、或ハ黄禍ヲ以テ讒誣シ、或ハ以テ軍閥ノ専断トナス。 思ハザルノ甚キモノト言ハザルベカラズ。

貴下ハ真珠湾ノ不意打ヲ以テ、対日戦争唯一宣伝資料トナスト雖モ、日本ヲシテ其ノ自滅ヨリ免ルルタメ、 此ノ挙ニ出ヅル外ナキ窮境ニ迄追ヒ詰メタル諸種ノ情勢ハ、貴下ノ最モヨク熟知シアル所ト思考ス。

畏クモ日本天皇ハ、皇祖皇宗建国ノ大詔ニ明ナル如ク、養正(正義)、重暉(明智)、積慶(仁慈) ヲ三綱トスル、八紘一宇ノ文字ニョリ表現セラルル皇謨ニ基キ、地球上ノアラユル人類ハ其ノ分ニ従ヒ、其ノ郷土ニ於テ、ソノ生ヲ享有セシメ、以テ恒久的世界平和ノ確立ヲ唯一念願トセラルルニ外ナラズ。

之、曾テハ「四方の海 皆はらからと思ふ世に など波風の立ちさわぐらむ」ナル明治天皇ノ御製(日露戦争中御製)ハ、貴下ノ叔父「テオドル・ルーズベルト」閣下ノ感嘆ヲ惹キタル所ニシテ、貴下モ亦、熟知ノ 事実ナルベシ。

我等日本人ハ各階級アリ。各種ノ職業ニ従事スト雖モ、畢竟其ノ職業ヲ通ジ、コノ皇謨、即チ天業ヲ翼賛 セントスルニ外ナラズ。

我等軍人亦、干戈ヲ以テ、天業恢弘ヲ奉承スルニ外ナラズ。

我等今、物量ヲ恃メル貴下空軍ノ爆撃及艦砲射撃ノ下、外形的ニハ退嬰ノ己ムナキニ至レルモ、精神的ニハ弥豊富ニシテ、心地益明朗ヲ覚エ、歓喜ヲ禁ズル能ハザルモノアリ。

之、天業翼賛ノ信念ニ燃ユル日本臣民ノ共通ノ心理ナルモ、貴下及「チャーチル」君等ノ理解ニ苦ム所ナ ラン。 今茲ニ、卿等ノ精神的貧弱ヲ憐ミ、以下一言以テ少ク誨ユル所アラントス。

卿等ノナス所ヲ以テ見レバ、白人殊ニ「アングロ・サクソン」ヲ以テ世界ノ利益ヲ壟断セントシ、有色人種 ヲ以テ、其ノ野望ノ前ニ奴隷化セントスルニ外ナラズ。

之ガ為、奸策ヲ以テ有色人種ヲ瞞着シ、所謂悪意ノ善政ヲ以テ、彼等ヲ喪心無力化セシメントス。

近世ニ至リ、日本ガ卿等ノ野望ニ抗シ、有色人種、殊ニ東洋民族ヲシテ、卿等ノ束縛ョリ解放セント試ミルヤ、卿等ハ毫モ日本ノ真意ヲ理解セント努ムルコトナク、只管卿等ノ為ノ有害ナル存在トナシ、曾テノ友邦ヲ目スルニ仇敵野蛮人ヲ以テシ、公々然トシテ日本人種ノ絶滅ヲ呼号スルニ至ル。之、豈神意ニ叶フモノナランヤ。

大東亜戦争ニ依リ、所謂大東亜共栄圏ノ成ルヤ、所在各民族ハ、我ガ善政ヲ謳歌シ、卿等ガ今之ヲ破壊スルコトナクンバ、全世界ニ亘ル恒久的平和ノ招来、決シテ遠キニ非ズ。

卿等ハ既ニ充分ナル繁栄ニモ満足スルコトナク、数百年来ノ卿等ノ搾取ヨリ免レントスル是等憐ムベキ人 類ノ希望ノ芽ヲ何ガ故ニ嫩葉ニ於テ摘ミ取ラントスルヤ。

只東洋ノ物ヲ東洋ニ帰スニ過ギザルニ非ズヤ。

卿等何スレゾ斯クノ如ク貪慾ニシテ且ツ狭量ナル。

大東亜共栄圏ノ存在ハ、毫モ卿等ノ存在ヲ脅威セズ。却ッテ、世界平和ノ一翼トシテ、世界人類ノ安寧幸福ヲ保障スルモノニシテ、日本天皇ノ真意全ク此ノ外ニ出ヅルナキヲ理解スルノ雅量アランコトヲ希望シテ止マザルモノナリ。

飜ッテ欧州ノ事情ヲ観察スルモ、又相互無理解ニ基ク人類闘争ノ如何ニ悲惨ナルカヲ痛嘆セザルヲ得ズ。 今「ヒットラー」総統ノ行動ノ是非ヲ云為スルヲ慎ムモ、彼ノ第二次欧州大戦開戦ノ原因ガ第一次大戦終 結ニ際シ、ソノ開戦ノ責任ノー切ヲ敗戦国独逸ニ帰シ、ソノ正当ナル存在ヲ極度ニ圧迫セントシタル卿等 先輩ノ処置ニ対スル反撥ニ外ナラザリシヲ観過セザルヲ要ス。

卿等ノ善戦ニヨリ、克ク「ヒットラー」総統ヲ仆スヲ得ルトスルモ、如何ニシテ「スターリン」ヲ首領トス ル「ソビエットロシヤ」ト協調セントスルヤ。

凡ソ世界ヲ以テ強者ノ独専トナサントセバ、永久ニ闘争ヲ繰リ返シ、遂ニ世界人類ニ安寧幸福ノ日ナカラン

卿等今、世界制覇ノ野望一応将ニ成ラントス。卿等ノ得意思フベシ。然レドモ、君ガ先輩「ウイルソン」大統領ハ、其ノ得意ノ絶頂ニ於テ失脚セリ。

願クバ本職言外ノ意ヲ汲ンデ其ノ轍ヲ踏ム勿レ。

市丸海軍少将

(現代語訳)

日本海軍、市丸海軍少将がフランクリン・ルーズベルト氏に手紙を送る。

私は今、わが戦いを終えるに当たり、一言あなたに告げることがある。

日本がペリー提督の下田入港を機会に、広く世界と国交を結ぶようになってから約百年、この間、日本の国の歩みは困難をきわめ、自ら望んだのではないにも関わらず日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、満州事変、日中戦争を経て、不幸にもあなたの国と戦争するに至った。

これによって日本を見て、あるいは好戦的国民だとし、あるいは黄禍だと言って貶め、あるいは軍閥の専断だとする。考えの足りないこと甚だしいと言わざるを得ない。

あなたは真珠湾の不意打ちを、対日戦争唯一の宣伝材料としているが、日本が自滅を免れるためこの行動 に出るほかない窮地にまで追い詰めた諸種の情勢は、あなたの最もよく熟知しているところだと思う。

おそれおおくも日本天皇は、皇祖皇宗建国の大詔に明らかなように、正義・明智・仁慈を三つの原則とする、八紘一宇[天下を一つの屋根の下に]の文字によって表現される統治の計画に基づいて、地球上のあらゆる人間にその分に従い、その郷土において、生まれながらの生きる権利を認め、それによって恒久的平和の確立を唯一の念願となさっているのに他ならない。

かつての「四方の海 皆はらからと思ふ世に など波風の立ちさわぐらむ」[私は世界中が皆兄弟姉妹だと思っているのに、なぜ戦乱が起こるのだろうか]という明治天皇の和歌(日露戦争中の作)は、あなたの叔父セオドア・ルーズベルト閣下の感嘆を呼んだところであり、あなたもまた熟知の事実であるはずだ。

私たち日本人はそれぞれ階級がある。さまざまな職業に従事しているが、結局はその職業を通じてこの天皇の統治の計画、つまり天皇の仕事を補佐しようとするのに他ならない。

われわれ軍人もまた、武器を使って天皇の仕事を広めることをつつしんで承っているに他ならない。

私たちは今、物量に頼ったあなたの空軍の爆撃と艦砲射撃の下、外形的には後退するのやむなきに至っているが、精神的にはいよいよ豊かになり、心はますます明朗になり、歓喜を抑えられないものがある。

これは天皇の仕事を補佐するという信念に燃える日本国民共通の心理であるが、あなたやチャーチル氏らの理解に苦しむところだろう。今ここにあなた方の精神的貧弱を憐れみ、以下一言しばらく教えさとそうと思う。

あなた方のすることを見れば、白人とくにアングロサクソンで世界の利益を独占しようとして、有色人種 をその野望実現の前に奴隷化しようとするに他ならない。

このために卑劣な策をもって有色人種を欺き、いわゆる悪意の善政によって彼らの本心を失わせ無力化しようとしている。

近世に至り、日本があなた方の野望に抵抗して、有色人種、とくに東洋民族をあなた方の束縛から解放しようと試みたところ、あなた方は少しも日本の真意を理解しようと努めることなく、ただあなた方にとって有害な存在だとして、かつての友邦を仇敵野蛮人と見るようになり、公然と日本人種の絶滅を叫ぶようになった。これは果たして神の意思にかなうものだろうか。

大東亜戦争によっていわゆる大東亜共栄圏が成立すれば、その中の各民族は私たちの善政を謳歌し、あな た方が今これを破壊することがなければ、全世界にわたる恒久的平和の到来は決して遠くない。

あなた方はすでに十分な繁栄にも満足することなく、数百年来のあなた方の搾取から逃れようとするこれ ら憐れむべき人類の希望の芽をなぜ若葉のうちに摘み取ろうとするのか。

ただ東洋のものを東洋に返すに過ぎないではないか。

あなた方はどうしてこのように貪欲でしかも狭量なのか。

大東亜共栄圏の存在は、少しもあなた方の存在を脅かさない。むしろ、世界平和の一翼として、世界人類 の安寧幸福を保障するものであり、日本天皇の真意もまったくこれ以外にないことを理解する雅量が[あな た方に]あることを希望してやまないものである。

翻って欧州の事情を観察しても、また相互無理解に基づく人類闘争がいかに悲惨であるかを痛嘆せざるを えない。 今ヒトラー総統の行動の是非を云々するのは慎むが、彼の第二次欧州大戦開戦の原因が第一次欧州大戦終結に際して、その開戦の責任のいっさいを敗戦国ドイツのせいにし、その正当な存在を極度に圧迫しようとしたあなた方の先輩の処置に対する反発に他ならなかったことは看過してはならない。

あなた方がよく戦って、ヒトラー総統を倒すことができたとして、どうやってスターリンを首領とするソ 連と協調しようとするのか。

およそ世界を強者の独占するものにしようとすれば、永久に闘争を繰り返し、ついに世界人類に安寧幸福 の日はないだろう。

あなた方は今、世界制覇の野望が一応、まさに実現しようとしている。あなた方の得意は想像できる。しかしながら、あなた方の先輩ウィルソン大統領はその得意の絶頂において失脚した。

願わくば私の言外の意を汲んでその轍を踏まないことを。

市丸海軍少将

·____

(英文)

(translated by Sgt. Hirofumi Mikami, a Nisei soldier born in Hawaii serving under Ichimaru on Iwo Jima)

A Note to Roosevelt

Rear Admiral R. Ichimaru of the Japanese Navy sends this note to Roosevelt.

I have one word to give you upon the termination of this battle.

Approximately a century has elapsed since Nippon, after Commodore Perry's entry to Shimoda, became widely affiliated with the countries of the world. During this period of intercourse Nippon has met with many national crises as well as the undesired Sino-Japanese War, Russo-Japanese War, the World War, the Manchurian Incident, and the China Incident. Nippon is now, unfortunately, in a state of open conflict with your country.

Judging Nippon from just this side of the screen you may slander our nation as a yellow peril, or a blood thirsty nation or maybe a protoplasm of military clique.

Though you may use the surprise attack on Pearl Harbour as your primary material for propaganda, I believe you, of all persons, know best that you left Nippon no other method in order to save herself from self-destruction.

His Imperial Highness, as clearly shown in the "Rescript of the Founder of the Empire" "Yosei" (Justice), "Choki" (Sagacity) and "Sekkei" (Benevolence), contained in the above three fold doctrine, rules in the realization of "Hakko-ichiu" (the universe under His Sacred Rule) in His Gracious mind. The realization

of which means the habitation of their respective fatherlands under their own customs and traditions, thus insuring the everlasting peace of the world.

Emperor Meiji's "The four seas of the world that are united in brotherhood will know no high waves nor wind" (composed during the Russo-Japanese War) won the appraisal of your uncle, Theodore Roosevelt as you yourself know.

We, the Nippon-jin, though may follow all lines of trade, it is through our each walk of life that we support the Imperial doctrine.

We, the soldiers of the Imperial Fighting Force take up arms to further the above stated "doctrine".

Though we, at the time, are externally taken by your air raids and shelling backed by your material superiority, spiritually we are burning with delight and enjoying the peace of mind.

This peacefulness of mind, the common universal stigma of the Nippon-jin, burning with fervour in the upholding of the Imperial Doctrine may be impossible for you and Churchill to understand.

I hereupon pitying your spiritual feebleness pen a word or two.

Judging from your actions, white races especially you Anglo-Saxons at the sacrifice of the coloured races are monopolizing the fruits of the world.

In order to attain this end, countless machinations were used to cajole the yellow races, and to finally deprive them of any strength.

Nippon in retaliation to your imperialism tried to free the oriental nations from your punitive bonds, only to be faced by your dogged opposition. You now consider your once friendly Nippon a harmful existence to your luscious plan, a bunch of barbarians that must be exterminated.

The completion of this Greater East Asia War will bring about the birth of the East Asia Co-Prosperity Area, this in turn will in the near future result in the everlasting peace of the world, if, of course, is not hampered upon by your unending imperialism.

Why is it that you, an already flourishing nation, nip in bud the movement for the freedom of the suppressed nations of the East.

It is no other than to return to the East that which belongs to the East.

It is beyond our contemplation when we try to understand your stinted narrowness.

The existence of the East Asia Co-Prosperity sphere does not in anyway encroach upon your safety as a nation, on the contrary, will sit as a pillar of world peace ensuring the happiness of the world. His Imperial Majesty's true aim is no other than the attainment of this everlasting peace.

Studying the condition of the never ending racial struggle resulting from mutual misunderstanding of the European countries, it is not difficult to feel the need of the everlasting universal peace.

Present Hitler's crusade of "His Fatherland" is brought about by no other than the stupidity of holding only Germany, the loser of the World War, solely responsible for the 1914-1918 calamity and the deprivation of Germany's re-establishment.

It is beyond my imagination of how you can slander Hitler's program and at the same time cooperate with Stalin's "Soviet Russia" which has as its principle aim the "socialization" of the World at large. If only the brute force decides the ruler of the world, fighting will everlastingly be repeated, and never will the world know peace nor happiness.

Upon the attainment of your barbaric world monopoly never forget to retain in your mind the failure of your predecessor President Wilson at his heights.

Rear Admiral Ichimaru

【資料 12】アインシュタイン=シラードのルーズヴェルト宛て手紙(私訳付き)

Albert Einstein
Old Grove Rd.
Nassau Point
Peconic, Long Island

August 2nd, 1939

F. D. Roosevelt,

President of the United States,

White House

Washington, D. C.

Sir:

Some recent work by E. Fermi and L. Szilard, which has been communicated to me in manuscript, leads me to expect that the element uranium may be turned into a new and important source of energy in the immediate future. Certain aspects of the situation which has arisen seem to call for watchfulness and, if necessary, quick action on the part of the Administration. I believe therefore that it is my duty to bring to your attention the following facts and recommendations:

In the course of the last four months it has been made probable through the work of Joliot in France as well as Fermi and Szilard in America—that it may become possible to set up a nuclear chain reaction in a large mass of uranium, by which vast amounts of power and large quantities of new radium-like elements would be generated. Now it appears almost certain that this could be achieved in the immediate future.

This new phenomenon would also lead to the construction of bombs, and it is conceivable—though much less certain—that extremely powerful bombs of a new type may thus be constructed. A single bomb of this type, carried by boat and exploded in a port, might very well destroy the whole port together with some of the surrounding territory. However, such bombs might very well prove to be too heavy for transportation by air.

The United States has only very poor ores of uranium in moderate quantities. There is some good ore in Canada and the former Czechoslovakia, while the most important source of uranium is Belgian Congo.

In view of this situation you may think it desirable to have some permanent contact maintained between the Administration and the group of physicists working on chain reactions in America. One possible way of achieving this might be for you to entrust with this task a person who has your confidence and who could perhaps serve in an inofficial capacity. His task might comprise the following:

a) to approach Government Departments, keep them informed of the further development, and put forward recommendations for Government action, giving particular attention to the problem of securing a supply of uranium ore for the United States;

b) to speed up the experimental work, which is at present being carried on within the limits of the budgets of University laboratories, by providing funds, if such funds be required, through his contacts with private persons who are willing to make contributions for this cause, and perhaps also by obtaining the co-operation of industrial laboratories which have the necessary equipment.

I understand that Germany has actually stopped the sale of uranium from the Czechoslovakian mines which she has taken over. That she should have taken such early action might perhaps be understood on the ground that the son of the German Under-Secretary of State, von Weizsäcker, is attached to the Kaiser-Wilhelm-Institut in Berlin where some of the American work on uranium is now being repeated.

Yours very truly.
[Signature]
(Albert Einstein)

(私訳)

1939年8月2日

閣下:

原稿で私に伝えられた、 \mathbf{E} ・フェルミと \mathbf{L} ・シラードとによる最近の或る研究は、私に、ウラニウム元素は近い将来において、新たな、かつ重要なエネルギー源に変えられるかもしれない、という期待を抱かせています。ここに生じてきた状況の或る側面は、政府当局の側における心配りと、必要ならば、迅速な行動とを、求めているように思われます。それ故に、私は、以下の事実と忠告とを、あなたの注目の下にもたらすことを、私の義務と考えます:

最近の 4 ヶ月の間に、フランスにおけるジョリオやアメリカにおけるフェルミとシラードの研究によって、あり得ることとされてきつつあるのですが、大量のウラニウムにおける核の連鎖反応を惹き起こして、それにより巨大な力と多量のラジウムに似た新しい元素とを発生させることが、可能となるかもしれないのです。このことが近い将来に達成され得るであろうということは、今やほとんど確実であるように思われます。

この新現象はまた、爆弾の製造にも繋がるでしょう、そして、きわめて強力な新型の爆弾が、そのようにして製造されるかもしれないということは、確実性はまだずっと低いとはいえ、想像できることではあります。この型の爆弾 1 個が、船で運ばれて港で破裂させられれば、その港全体を幾つかの周囲の区域もろとも破壊してしまうことは、十分ありそうです。しかしながら、そのような爆弾は、飛行機で運ぶには重すぎると分かるということも、十分ありそうです。

合衆国には、中程度の量の、きわめて低質のウラン鉱石しかありません。カナダと旧チェコスロヴァキ

アには、幾分かの良質の鉱石がありますが、ウラニウムの最重要の供給源は、ベルギー領コンゴです。

この状況を考慮して、あなたは、政府当局とアメリカにおいて核連鎖反応を研究している物理学者のグループとの間に、何らかの恒常的な接触を保っておかせることが望ましい、とお考えかもしれません。このことを達成する一つの可能な方法は、あなたがこの仕事を、あなたの信頼に足る、そしてできれば公的でない立場で働くことのできる人物に任せる、ということであるかもしれません。その者の任務は、下記のことを含むでありましょう:

- a) 政府諸省と接触して、今後のさらなる開発の情報を伝え続け、合衆国へのウラン鉱石の供給の確保の問題に特に注意しつつ、政府の行動への忠告を提起すること;
- b) もしも資金が必要なら、このことのために進んで貢献する民間の人物たちとの接触を通して、そうい う資金を供給することによって、また、できれば、必要な設備を持つ諸産業研究所の協力をも得ることに よって、現在は大学研究室の予算の制限内で進められている実験的研究の、スピードアップをすること。

ドイツが、接収したチェコスロヴァキアの鉱山からのウラニウムの販売を現に停止してしまったことを、 私は聞いて知っています。ドイツがそのように早急な行動を取ったことは、ひょっとしたら、ドイツ国務 次官フォン・ヴァイツゼッカーの子息が、アメリカ人によるウラニウムに関する研究のいくつかが現在そ こで繰り返して行なわれつつある、ベルリンのカイザー・ヴィルヘルム研究所に所属している、との理由 によって、そのわけが分かるのかも知れません。

敬具

〔署名〕

(アルベルト・アインシュタイン)

【資料 13】ルーズヴェルト - チャーチル: ハイド・パーク会談覚え書(私訳つき)

TUBE ALLOYS

Aide-memoire of conversation between the President and the Prime Minister at Hyde Park, September 18, 1944.

- 1. The suggestion that the world should be informed regarding Tube Alloys, with a view to an international agreement regarding its control and use, is not accepted. The matter should continue to be regarded as of the utmost secrecy; but when a "bomb" is finally available, it might perhaps, after mature consideration, be used against the Japanese, who should be warned that this bombardment will be repeated until they surrender.
- 2. Full collaboration between the United States and the British Government in developing Tube Alloys for military and commercial purposes should continue after the defeat of Japan until terminated by joint agreement.
- 3. Enquiries should be made regarding the activities of Professor Bohr and steps taken to ensure that he is responsible for no leakage of information, particularly to the Russians.

(Signature FR WCh) 18. 9

(私訳)

チューブ・アロイズ

1944年9月18日、ハイド・パークにおける大統領と首相との間の会談の覚え書

- 1. チューブ・アロイズの管理と利用とに関する国際的協定の成立を目ざして、それに関する情報が公開されるべきである、との提案は、受け入れられない。その事柄は、今後とも、最高度の秘密と見なされ続けるべきである; しかし、もしも「爆弾」がついに利用できるようになった時には、それはたぶん、熟考の後に、日本人に対して使用されるかもしれない、日本人は、彼らが降伏するまで、この爆撃は繰り返されるであろう、と警告されるべきである。
- 2. 軍事的および商業的な目的のための、チューブ・アロイズの発展に関わる、合衆国と英国政府との間の最大限の協力は、日本を打ち負かした後も、連合協約によって終結させられるまでは、続くべきである。
- 3. ボーア教授の活動に関して、取り調べが行なわれるべきであり、彼が何ら情報の漏洩の――とりわけロシア人への漏洩の――原因ではないことを確証するために、対策が施されるべきである。

(署名 F.R. W.Ch.) 18.9.

*「チューブ・アロイズ Tube Alloys」は、英国の原子爆弾製造プログラムの暗号名称

【資料 14】国連憲章における「敵国条項」

https://www.un.org/en/about-us/un-charter/full-text

https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/ より

(Chapter VIII: Regional Arrangements)

Article 53

1. The Security Council shall, where appropriate, utilize such regional arrangements or agencies for enforcement

action under its authority. But no enforcement action shall be taken under regional arrangements or by regional

agencies without the authorization of the Security Council, with the exception of measures against any enemy

state, as defined in paragraph 2 of this Article, provided for pursuant to Article 107 or in regional arrangements

directed against renewal of aggressive policy on the part of any such state, until such time as the Organization

may, on request of the Governments concerned, be charged with the responsibility for preventing further

aggression by such a state.

2. The term enemy state as used in paragraph 1 of this Article applies to any state which during the Second World

War has been an enemy of any signatory of the present Charter.

(第8章 地域的取極)

第 53 条

1. 安全保障理事会は、その権威の下における強制行動のために、適当な場合には、前記の地域的取極又は地域的機関を

利用する。但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機関によ

ってとられてはならない。もっとも、本条2に定める敵国のいずれかに対する措置で、第107条に従って規定される

もの又はこの敵国における侵略政策の再現に備える地域的取極において規定されるものは、関係政府の要請に基いて

この機構がこの敵国による新たな侵略を防止する責任を負うときまで例外とする。

2. 本条 1 で用いる敵国という語は、第二次世界戦争中にこの憲章のいずれかの署名国の敵国であった国に適用される。

(Chapter XVII: Transitional Security Arrangements)

Article 107

Nothing in the present Charter shall invalidate or preclude action, in relation to any state which during the Second

World War has been an enemy of any signatory to the present Charter, taken or authorized as a result of that war

by the Governments having responsibility for such action.

(第17章 安全保障の過渡的規定)

第 107 条

この憲章のいかなる規定も、第二次世界大戦中にこの憲章の署名国の敵であった国に関する行動でその行動について責

任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したものを無効にし、又は排除するものではない。

- 37 -

(Chapter XII: International Trusteeship System)

Article 77

- 1. The trusteeship system shall apply to such territories in the following categories as may be placed thereunder by means of trusteeship agreements:
 - 1. territories now held under mandate;
 - 2. territories which may be detached from enemy states as a result of the Second World War; and
 - $3.\ territories\ voluntarily\ placed\ under\ the\ system\ by\ states\ responsible\ for\ their\ administration.$
- 2. It will be a matter for subsequent agreement as to which territories in the foregoing categories will be brought under the trusteeship system and upon what terms.

(第12章 国際信託統治制度)

第77条

- 1. 信託統治制度は、次の種類の地域で信託統治協定によってこの制度の下におかれるものに適用する。
 - a. 現に委任統治の下にある地域
 - b. 第二次世界大戦の結果として敵国から分離される地域
 - c. 施政について責任を負う国によって自発的にこの制度の下におかれる地域
- 2. 前記の種類のうちのいずれの地域がいかなる条件で信託統治制度の下におかれるかについては、今後の協定で定める。

国連憲章の「敵国条項」と呼ばれるものは、上記のとおり第 53、107 条および「敵国」という言葉を含む第 77 条である。これらは、もう時代にそぐわなくなったということで、もうかなり前に、総会で削除決議されているのであるが、正式に憲章から削られてしまうためには、加盟国 3 分の 2 以上(安保理全常任理事国を含む!)の批准を必要とするため、いまだに憲章の中に残っている。日本としては、がんばって各国政府に批准を働きかけ続ける以外にないようである。一方で、ソ連=ロシアが、「北方領土」領有に関して、第 107 条を根拠にしてきた、という歴史があり、これからもロシアがそのつもりになれば、これを――憲章の中に残っている以上――再び持ち出してくることは可能な状態である。 尖閣諸島で、いよいよの時に、あちらが持ち出してくる可能性もある。

【資料 15】日ソ中立条約踏み躙りの根拠になるとされた国連憲章条文

https://www.un.org/en/about-us/un-charter/full-text

https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/ より

(Chapter XVI: Miscellaneous Provisions)

Article 103

In the event of a conflict between the obligations of the Members of the United Nations under the present Charter and their obligations under any other international agreement, their obligations under the present Charter shall prevail.

(第16章 雑則)

第 103 条

国際連合加盟国のこの憲章に基く義務と他のいずれかの国際協定に基く義務とが抵触するときは、この憲章に基く義務 が優先する。

(Chapter XVII: Transitional Security Arrangements)

Article 106

Pending the coming into force of such special agreements referred to in Article 43 as in the opinion of the Security Council enable it to begin the exercise of its responsibilities under Article 42, the parties to the Four-Nation Declaration, signed at Moscow, 30 October 1943, and France, shall, in accordance with the provisions of paragraph 5 of that Declaration, consult with one another and as occasion requires with other Members of the United Nations with a view to such joint action on behalf of the Organization as may be necessary for the purpose of maintaining international peace and security.

(第17章 安全保障の過渡的規定)

第 106 条

第43条に掲げる特別協定でそれによって安全保障理事会が第42条に基く責任の遂行を開始することができると認める ものが効力を生ずるまでの間、1943 年 10 月 30 日にモスコーで署名された 4 国宣言の当事国及びフランスは、この宣 言の第5項の規定に従って、国際の平和及び安全の維持のために必要な共同行動をこの機構に代ってとるために相互に 及び必要に応じて他の国際連合加盟国と協議しなければならない。

*この第106条中で、第42条および第43条に言及されているが、それらの条項では、国際連合が本格的に活動するよ うになった時の、安全保障理事会決議に基づく武力行使による平和維持活動について規定されている。一方、この第 106条では、その安全保障理事会がまだ本格的な活動開始に至る前の、暫定的期間中に起こった侵略行為に対しては、 安全保障理事会常任理事国に予定された 5 国が、共同して全加盟国を指導して対処に当たるべきである、と定められ ているのである。

- 39 -

【資料 16】トルーマンの日本人宛て声明(1945年5月8日)

Statement by the President Calling for Unconditional Surrender of Japan

May 8, 1945

NAZI GERMANY has been defeated.

The Japanese people have felt the weight of our land, air and naval attacks.

So long as their leaders and the armed forces continue the war the striking power and intensity of our blows will steadily increase and will bring utter destruction to Japan's industrial war production, to its shipping, and to everything that supports its military activity. The longer the war lasts, the greater will be the suffering and hardships which the people of Japan will undergo--all in vain. Our blows will not cease until the Japanese military and naval forces lay down their arms in unconditional surrender. Just what does the unconditional surrender of the armed forces mean for the Japanese people? It means the end of the war. It means the termination of the influence of the military leaders who have brought Japan to the present brink of disaster. It means provision for the return of soldiers and sailors to their families, their farms, their jobs. It means not prolonging the present agony and suffering of the Japanese in the vain hope of victory. Unconditional surrender does not mean the extermination or slavement of the Japanese people.

(下記日本語訳文は国立国会図書館所蔵)

日本国民諸氏

アメリカ合衆国大統領ハリー・エスツルーマンより一書を呈す

ナチス独逸は壊滅せり 日本国民諸氏も我米国陸海空軍の絶大なる攻撃力を認識せしならむ

貴国為政者並に軍部が戦争を継続する限り我が攻撃は愈々その破壊及び行動を拡大強化し日本の作戦を支持する軍需生産輸送その他人的資源に至る迄徹底的に壊滅せずんば熄まず 戦争の持久は日本国民の艱苦を徒らに増大するのみ 而も国民の得る処は絶無なり 我が攻撃は日本軍部が無条件降伏に屈し武器を棄てる迄は断じて中止せず 軍部の無条件降伏の一般国民に及ぼす影響如何 一言にて尽くせばそは戦争の終焉を意味す 日本を現在の如き破滅の淵に誘引せる軍部の権力を消滅せしめ前線に悪戦苦闘中なる陸海将兵の愛する家族農村或は職場への迅速なる復帰を可能ならしめ且又儚なき戦勝を夢見て現在の艱難苦痛を永続するを止むるを意味す 蓋し無条件降伏は日本国民の抹殺乃至奴隷化を意味するものに非る事は断言して憚らず

【資料17】ポツダム宣言

The Potsdam Declaration was issued on 26 July 1945 in the name of the governments of the United States, the Republic of China, and the United Kingdom. At the time, President Truman and Prime Minister Clement Attlee were meeting with Josef Stalin at Potsdam, Germany, to settle various issues related to the end of the war in Europe and to the demands by the western Allies for Russian intervention against Japan.

The declaration was issued ten days after the United States detonated the first nuclear explosive at Alamagordo, New Mexico. Truman had written in his diary on the evening before issuing the Declaration that "we will issue a warning statement asking the Japs to surrender and save lives. I'm sure they will not do that, but we will have given them the chance" (Miscamble 2011). The indications are that Truman had already made the decision to use nuclear weapons against Japan, and he believed they would force a Japanese surrender: "Japs will fold up before Russia comes in. I am sure they will when Manhattan appears over their homeland." However, Truman continued to seek Russian intervention: "... I want 'em [Britain and Russia] both in it."

Chiang Kai-shek was not present at the conference, but cabled his endorsement to Truman at Potsdam. Russia was not at war with Japan and was informed of the Proclamation at the same time as the rest of the world. However, one can speculate that the decision to issue the Declaration from Potsdam, where Stalin was known to have been meeting with the other Allied leaders, carried an implicit threat of Russian intervention.

ポツダム宣言は、1945年7月26日、合衆国、中華民国および連合王国の政府の名で出された。その時、トルーマン大統領とクレメント・アトリー首相は、ドイツのポツダムで、ヨシフ・スターリンと、ヨーロッパにおける戦争の終結および西側連合国の対日本戦へのロシアの介入要請に関わる様々な問題を解決するために会談していた。

宣言は、合衆国がニューメキシコのアラマゴード [アラモゴード?] で最初の核爆発を行なった 10 日後に出された。トルーマンは、宣言を出す前の晩、彼の日記に「我々は、ジャップどもに降伏して命の救いを得るよう求める警告声明を出すであろう。彼らはそのようにしないだろうと、私は確信しているが、しかし彼らにチャンスは与えてやったということにしよう」と書いていた (Wilson D. Miscamble, 2011)。「シャップどもは、ロシアが入って来るより前に、参ってしまうだろう。『マンハッタン』が彼らの本拠地の上に姿を現わしたら、彼らはそうなるであろう、と私は確信している」とあるように、トルーマンはすでに日本に対して核兵器を使用することを決意しており、核兵器が日本の降伏を強制するであろうと信じていた、ということが暗に示されている。しかしながら、トルーマンは、「…私は、彼ら〔英国とロシア〕双方が加わっていることを欲している」とも述べて、ロシアの介入を求め続けている。

蔣介石は、会合には出席していなかったが、ポツダムにいるトルーマンに、彼の賛成を電報で知らせてきた。ロシアは、日本との戦争状態にはなく、宣言布告のことは、世界の他の国々と同じ時に知らされた。しかしながら、スターリンが他の連合国首脳たちとそこで会談していることが分かっていた、そのポツダムから宣言を発するという決定は、ロシアの介入の脅迫を含意していた、と推測することはできよう。(以上、日本語は引用者私訳)

The text of the Potsdam Declaration was as follows:

ポツダム宣言の本文は、次のとおりである:

- (1) We--the President of the United States, the President of the National Government of the Republic of China, and the Prime Minister of Great Britain, representing the hundreds of millions of our countrymen, have conferred and agree that Japan shall be given an opportunity to end this war.
- (2) The prodigious land, sea and air forces of the United States, the British Empire and of China, many times reinforced by their armies and air fleets from the west, are poised to strike the final blows upon Japan. This military power is sustained and inspired by the determination of all the Allied Nations to prosecute the war against Japan until she ceases to resist.
- (3) The result of the futile and senseless German resistance to the might of the aroused free peoples of the world stands forth in awful clarity as an example to the people of Japan. The might that now converges on Japan is immeasurably greater than that which, when applied to the resisting Nazis, necessarily laid waste to the lands, the industry and the method of life of the whole German people. The full application of our military power, backed by our resolve, will mean the inevitable and complete destruction of the Japanese armed forces and just as inevitably the utter devastation of the Japanese homeland.
- (4) The time has come for Japan to decide whether she will continue to be controlled by those self-willed militaristic advisers whose unintelligent calculations have brought the Empire of Japan to the threshold of annihilation, or whether she will follow the path of reason.
- (5) Following are our terms. We will not deviate from them. There are no alternatives. We shall brook no delay.
- (6) There must be eliminated for all time the authority and influence of those who have deceived and misled the people of Japan into embarking on world conquest, for we insist that a new order of peace, security and justice will be impossible until irresponsible militarism is driven from the world.
- (7) Until such a new order is established and until there is convincing proof that Japan's

war-making power is destroyed, points in Japanese territory to be designated by the Allies shall be occupied to secure the achievement of the basic objectives we are here setting forth.

- (8) The terms of the Cairo Declaration shall be carried out and Japanese sovereignty shall be limited to the islands of Honshu, Hokkaido, Kyushu, Shikoku and such minor islands as we determine.
- (9) The Japanese military forces, after being completely disarmed, shall be permitted to return to their homes with the opportunity to lead peaceful and productive lives.
- (10) We do not intend that the Japanese shall be enslaved as a race or destroyed as a nation, but stern justice shall be meted out to all war criminals, including those who have visited cruelties upon our prisoners. The Japanese Government shall remove all obstacles to the revival and strengthening of democratic tendencies among the Japanese people. Freedom of speech, of religion, and of thought, as well as respect for the fundamental human rights shall be established.
- (11) Japan shall be permitted to maintain such industries as will sustain her economy and permit the exaction of just reparations in kind, but not those which would enable her to re-arm for war. To this end, access to, as distinguished from control of, raw materials shall be permitted. Eventual Japanese participation in world trade relations shall be permitted.
- (12) The occupying forces of the Allies shall be withdrawn from Japan as soon as these objectives have been accomplished and there has been established in accordance with the freely expressed will of the Japanese people a peacefully inclined and responsible government.
- (13) We call upon the government of Japan to proclaim now the unconditional surrender of all Japanese armed forces, and to provide proper and adequate assurances of their good faith in such action. The alternative for Japan is prompt and utter destruction.

The Declaration was thus an ultimatum falling short of a demand for unconditional surrender, since it included guarantees that ordinary Japanese soldiers would not be interned indefinitely; that Japanese industry would not be eliminated and Japan would be given access to raw materials; and that the occupation would not be indefinite and the main Japanese home islands would eventually regain their sovereignty. In addition, the Declaration placed the blame for pursuing the war on "self-willed militaristic advisers" rather than the Emperor. While falling far short of guaranteeing the status of the Emperor as formal head of state in the postwar government, this assignment of war guilt at least suggested the possibility that the Emperor could be retained. このように、宣言は、無条件降伏要求の域には達していない最後通牒であった、というのも、それは、

次の諸点にわたる保証を含んでいたからである、すなわち、普通の日本人兵士は無期限に抑留されないということ、日本の産業は除去されることはなく、日本は天然資源の利用権を認められる、ということ、占領は無期限のものではなく、日本列島主要部は、ゆくゆくは主権を回復するであろうということ。その上、宣言は、戦争を続行していることの責めを、天皇よりも「我儘ナル軍国主義的助言者」に負わせた。この、戦争犯罪の帰責は、戦後政府における形式上の国家元首としての天皇の地位を保証するところまではとても達していなかったのではあるが、少なくとも、天皇が維持され得る可能性を示唆してはいた。

(日本外務省訳文)

http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html より

ポツダム宣言 千九百四十五年七月二十六日 米、英、支三国宣言 (千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ)

- 一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表 シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ
- 二、合衆国、英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ 受ケ日本国ニ対シ最後的打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国カ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国 ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ
- 三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノカニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアルカハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廃ニ帰セシメタルカニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事カノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本国本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国カ引続キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国カ履ムヘキカヲ日本国カ決意スヘキ時期ハ到来セリ

五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ

吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス

六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス

七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力カ破砕セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ

聯合国ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セ ラルヘシ

八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定ス ル諸小島ニ局限セラルヘシ

九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会 ヲ得シメラルヘシ

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ 非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ厳重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政 府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思 想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ

十一、日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコト ヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的 ノ為原料ノ入手(其ノ支配トハ之ヲ区別ス)ヲ許可サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サル ヘシ

十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政 府カ樹立セラルルニ於テハ聯合国ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ

十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適 当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アル ノミトス

(出典:外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊)

(私訳)

- (1) 我ら、合衆国大統領、中華民国国民政府総統およびグレート・ブリテン首相は、数億の我らが国民を代 表して、協議した結果、日本にこの戦争を終結する機会を与えることに合意した。
- (2) 合衆国、大英帝国および中国の巨大なる陸・海・空軍は、西部からの軍隊と飛行機団によって幾倍にも 増強されて、日本に対する最後の打撃を加える用意ができている。この軍事力は、日本が抵抗をやめるま で、日本に対する戦争を戦い抜くという、すべての連合国の決意によって、励まされ、鼓舞されている。
- (3) 世界の目覚めたる自由な民の力に対する、無駄で無意味なドイツの抵抗の結果は、恐ろしいまでの鮮明 さを以て、日本の国民に対する先例として、目の前に示されている。今や日本に集中して注がれる力は、 抵抗するナチスに対して用いられた時に、必然的に全ドイツ国民の土地と産業と生活方法を荒廃させてし まった、その力よりも、測り知れないほど大きい。我らの決意に支えられた、我らの軍事力の最大限の適 用は、日本の武装軍隊の不可避にして完全なる壊滅を意味するであろうし、同じくまた不可避的に、日本 の国土の完全な荒廃を意味するであろう。

- (4) 日本が、その無知性なる計算によって日本の帝国を全滅の入り口にまで導いてしまった、あのわがままな軍国主義的指導者たちによって支配され続けるのか、それとも理性の道を辿るのか、決定すべき時が来た。
- (5) 次の如きものが、我らの条件である。我らは、それらから外れることはしない。他に可能な方途はない。 我らは、一刻の遅延も許さないであろう。
- (6) 日本国民を騙し、世界征服の船出へと誤り導いた者たちの権力と影響力は、永久に除去されねばならない、なぜなら我らは、平和と安全と正義との新たな秩序は、無責任な軍国主義が世界から追い払われるまでは可能ではない、と強く主張するからである。
- (7) そのような新しい秩序が確立されるまで、そして、日本の戦争を起こす力が滅ぼされたことの確証が得られるまでは、連合国によって選定される日本領土中の諸地点は、我らが今ここに明らかにしようとする、 基礎的な目的の達成を安全にするため、占領されるものとする。
- (8) カイロ宣言の協約は、履行されるものとし、日本の主権は、本州、北海道、九州、四国の諸島および我らの決定する如き諸小島に限られるものとする。
- (9) 日本軍の兵士たちは、完全に武装を解除された後、彼らの家庭に帰って、平和で生産的な生活を送る機会を得ることを、許されるものとする。
- (10) 我らは、日本人を人種として奴隷にすることや、国民として滅ぼしてしまうことを意図しているのではないが、我らの捕虜たちに対して虐待を行なった者たちを含む、すべての戦争犯罪人に、厳格な処罰を与えることとする。日本政府は、日本国民の間における民主主義的傾向の復興と増強とに対する、すべての障害物を取り除かねばならない。言論、宗教、思想の自由および基本的な人間の諸権利に対する尊重が、確立されねばならない。
- (11) 日本は、その経済を支え、正当な賠償の物品での強制取り立てを可能にする如き産業を維持することを許されるが、戦争のための再軍備を可能にする産業を維持することは、許されないものとする。この目的のために、原材料の利用は、その支配とは区別されて、許可されるものとする。将来的な日本人の世界貿易関係への参加は、許可されるものとする。
- (12) 連合国の占領軍は、これら諸目的が達成されて、日本国民の自由に表現された意志に従って、平和的傾向を有する責任ある政府が確立されたらすぐに、日本から撤収するものとする。
- (13) 我らは、日本政府に、今、武装している日本の全軍隊の無条件降伏を宣言し、その行動における彼らの誠実を適切かつ十分に保証するよう、呼びかける。日本にとって、この他の道は、迅速にして完全なる破滅である。

【資料 18】ソ連の対日宣戦布告文

*原文には接し得ていないので、他のサイト、著書に掲げられていたものを、引用させていただく。第一に、サイト「太平洋戦争とは何であったのか ソ連一対日宣戦布告文」より。これは「1945 年 8 月 10 日付朝日新聞を現代かな遣いに改めて掲載」となっている。

http://historyjapan.org/declaration-on-war-by-soviet

ヒットラードイツの敗北ならびに降伏の後、日本は依然として戦争の継続を主張する唯一の大国となった。日本武装兵力の無条件降伏を要求した今年7月26日の三国すなわちアメリカ合衆国、英国ならびに支那の要求は、日本の拒否するところとなった。

従って、極東戦争に対する調停に関するソビエト連邦に宛てられた日本政府の提案は、一切の基礎を失った。調停に関する日本の降伏拒否を考慮し、連合国はソビエト政府に対して日本の侵略に対する戦争に参加し、戦争終結の時期を短縮し、犠牲の数を少なくし、全面的平和をできる限り速やかに克復することを促進するよう提案した。ソビエト政府は連合国に対する自国の義務に従い、連合国の提案を受諾し、本年7月26日の連合各国の宣言に参加した。

ソビエト政府においては自国の政府の右進路が平和を促進し、各国民を今後新たな犠牲と苦難とから救い、日本国民をしてドイツが無条件降伏を拒否した後被った危険と破壊を避けしめ得る唯一の方途と思惟する。

以上に鑑み、ソビエト政府は明日すなわち8月9日よりソビエト連邦が日本と戦争状態に入る旨宣言する。

1945年8月8日

*次は、半藤一利『ソ連が満洲に侵攻した夏』に掲載されているもの。半藤によれば、これは、『北方領土 問題資料集』に拠るもので、駐日ソ連大使マリクが東郷外相に手交したものの訳文である、ということ である。

ヒットラー独逸の壊滅及び降伏後においては、日本のみが引続き戦争を継続しつつある 唯一の大国となれり。日本軍隊の無条件降伏に関する本年七月二十六日付の亜米利加合衆 国、英国及び支那三国の要求は日本により拒否せられたり。これがため極東戦争に関して日 本政府よりソ連邦に対してなされたる調停方の提案は、総ての根拠を喪失するにいたれり。 日本が降伏を拒否せるに鑑み、連合国はソ連政府にたいし戦争の終了を促進し、犠牲者の数 を縮減し、且つ全世界における速やかなる平和の確立に貢献するため、日本侵略者にたいする戦争に参加するよう申し出でたり。

連合国にたいする総ての義務に忠実なるソ連政府は連合国の提案を受理し、本年七月二十六日付の連合国宣言に参加せり。斯の如きソ連政府の政策は平和の到来を早からしめ、これ以上の犠牲及び苦難より諸国民を解放し、且つ独逸が無条件降伏拒否の後に体験せるが如き危険と破壊より日本国民をして免かれ得せしむる唯一の方法なりとソ連政府は思考するものなり。

右の次第なるをもってソ連政府は明日、即ち八月九日よりソ連邦は日本と戦争状態にあるものと思考することを宣言す。

【資料 19】ポツダム宣言に対する日本政府申し入れ

http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/010/010tx.html#tc031 より

三国宣言受諾ノ件

発信日時:8月10日前9:00 発信者:東郷外務大臣 宛先者:在瑞西加瀬公使 電信番号:649

(瑞西記)

[Note of the Japanese Government of August 10 regarding their Acceptance of the Provisions of the Potsdam Declaration]

In obedience to the gracious command of His Majesty the Emperor who, ever anxious to enhance the cause of world peace, desires earnestly to bring about an early termination of hostilities with a view to saving mankind from the calamities to be imposed upon them by further continuation of the war, the Japanese Government asked several weeks ago the Soviet Government, with which neutral relations then prevailed, to render good offices in restoring peace vis-a-vis the enemy Powers. Unfortunately, these efforts in the interest of peace having failed, the Japanese Government, in conformity with the august wish of His Majesty to restore the general peace and desiring to put an end to the untold sufferings entailed by war as quickly as possible, have decided upon the following:

The Japanese Government are ready to accept the terms enumerated in the Joint Declaration which was issued at Potsdam on July 26th, 1945 by the heads of the Governments of the United States, Great Britain and China, and later subscribed by the Soviet Government, with the understanding that the said Declaration does not comprise any demand which prejudices the prerogatives of His Majesty as a sovereign ruler.

The Japanese Government hope sincerely that this understanding is warranted and desire keenly that an explicit indication to that effect will be speedily forthcoming.

The Japanese Government have the honor to request the Government of Switzerland to be good enough to forward immediately the above communications to the Governments of the United States and China.

三国宣言受諾ノ件

発信日時:8月 10日前 9:00 発信者:東郷外務大臣 宛先者:在瑞典岡本公使 電信番号:649

(瑞典記)

[Note of the Japanese Government of August 10 regarding their Acceptance of the Provisions of the Potsdam Declaration]

In obedience to the gracious command of His Majesty the Emperor who, ever anxious to enhance the cause of world peace, desires earnestly to bring about an early termination of hostilities with a view to saving mankind from the calamities to be imposed upon them by further continuation of the war, the Japanese Government asked several weeks ago the Soviet Government, with which neutral relations then prevailed, to render good offices in restoring peace vis-a-vis the enemy Powers. Unfortunately, these efforts in the interest of peace having failed, the Japanese Government, in conformity with the august wish of His Majesty to restore the general peace and desiring to put an end to the untold sufferings entailed by war as quickly as possible, have decided upon the following:

The Japanese Government are ready to accept the terms enumerated in the Joint Declaration which was issued at Potsdam on July 26th, 1945 by the heads of the Governments of the United States, Great Britain and China, and later subscribed by the Soviet Government, with the understanding that the said Declaration does not comprise any demand which prejudices the prerogatives of His Majesty as a sovereign ruler.

The Japanese Government hope sincerely that this understanding is warranted and desire keenly that an explicit indication to that effect will be speedily forthcoming.

The Japanese Government have the honor to request the Royal Swedish Government to be good enough to forward immediately the above communications to the Governments of the Soviet Union and Great Britain.

三国宣言受諾ニ関スル件

発信日時:8月10日前10:15 発信者:東郷外務大臣 宛先者:在瑞西加瀬公使、在瑞典岡本公使電信番号:652

[ポツダム受諾に関する8月10日付日本国政府申入]

(訳文)

帝国政府ニ於テハ常ニ世界平和ノ促進ヲ冀求シ給ヒ今次戦争ノ継続ニ依リ齎ラサルへキ惨禍ヨリ人類ヲ免カレシメンカ為速ナル戦闘ノ終結ヲ祈念シ給フ天皇陛下ノ大御心ニ従ヒ数週間前当時中立関係ニ在リタル「ソヴィエト」聯邦政府ニ対シ敵国トノ平和恢復ノ為斡旋ヲ依頼セルカ不幸ニシテ右帝国政府ノ平和招来ニ対スル努力ハ結実ヲ見ス茲ニ於テ帝国政府ハ天皇陛下ノ一般的平和克服ニ対スル御祈念ニ基キ戦争ノ惨禍ヲ出来得ル限リ速ニ終止セシメンコトヲ欲シ左ノ通リ決定セリ

帝国政府ハー九四五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ米、英、支三国政府首脳者ニ依リ発表セラレ爾後「ソ」聯政府ノ参加ヲ見タル共同宣言ニ挙ケラレタル条件ヲ右宣言ハ 天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラサルコトノ了解ノ下ニ受諾ス

帝国政府ハ右了解ニシテ誤リナキヲ信シ本件ニ関スル明確ナル意向カ速ニ表示セラレンコトヲ切望ス

私訳

常に世界平和の原因を高めることを切望し、人類を戦争のさらなる継続により課されるであろう惨禍から 救うために、戦争行為の早期終結をもたらすことを熱心に望み給う、天皇陛下の恵み溢れる命を奉じて、 日本政府は、数週間前、当時は中立関係にあったソヴィエト政府に、敵対する国々との平和の回復のため 斡旋を行なうよう依頼した。不幸にして、平和のためなるこの努力は成果を上げなかったので、日本政府 は、世界全体の平和を回復せんとする天皇陛下の尊い御希望を遵奉し、戦争によって課せられる測り知れ ない惨禍をできる限り早く終結させることを願って、以下のことを決定した:

日本政府は、ポツダムにおいて 1945 年 7 月 26 日、合衆国、グレート・ブリテンおよび中国の政府首脳によって発出され、その後ソヴィエト政府によって署名された共同宣言に列挙された諸条件を、前記宣言が主権的統治者としての天皇陛下の大権を損なう要求を何ら含んでいないという了解のもとに、受諾する用意がある。

日本政府は、この了解の正しさが保証されることを真摯に希望し、かつ、その旨の明確な意思表示が速や かに現わされることを切に要望する。

日本政府は、謹んでスイス政府に、ただちに上記通信文を合衆国および中国に転送していただけるよう、 要請する。

【資料 20】バーンズ回答

http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/010/010tx.html#tc031 より

Answer of the United States Government to the Japanese Government on Behalf of the Governments of the United States, the United Kingdom, the Union of Soviet Socialist Republics and China

発信日時:8月11日後11:24 着信日時:8月12日後6:40 発信者 在瑞西加瀬公使 宛先者:東郷外務大臣 電信番号:876

昭和二十年八月十一日二十三時二十四分(日本時間十二日七、二四)ベルン発(平) 十二日十八時四十分本省着 在瑞西加瀬公使 東郷大臣 第八七六号(緊急、別電)

Answer of the United States Government to the Japanese Government on behalf of the Governments of the United States, the United Kingdom, the Union of Soviet Socialist Republics and China.

With regard to the Japanese Government's message accepting the terms of the Potsdam Proclamation but containing the statement - with the understanding that the said declaration does not comprise any demand which prejudices the prerogatives of His Majesty as a sovereign ruler - our position is as follows: From the moment on surrender the authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander of the Allied Powers who will take such steps as he deems proper to effectuate the surrender terms.

The Emperor will be required to authorize and ensure the signature by the Government of Japan and the Japanese Imperial General Headquarters of the surrender terms necessary to carry out the provisions of the Potsdam Declaration and shall issue his commands to all the Japanese military naval and air authorities and to all the forces under their control wherever located to cease active operations and to surrender their arms and to issue such other orders as the Supreme Commander may require to give effect to the surrender terms.

Immediately upon the surrender the Japanese Government shall transport prisoners of war and civilian internees to places of safety as directed where they can quickly be placed aboard allied transports.

The ultimate form of Government of Japan shall in accordance with the Potsdam Declaration be established by the freely expressed will of the Japanese people.

The armed forces of the allied powers will remain in Japan until the purposes set forth in the Potsdam Declaration are achieved.

外務省訳

*外務省が、傍受したバーンズ国務長官のスイス代理公使宛回答文を基に邦訳したもの。その後、定訳と 見なされた。(小堀圭一郎『宰相 鈴木貫太郎』、文春文庫、267-8 頁より)

以書翰啓上致候、陳者本官ハ八月十日附貴翰ヲ受領セル旨確認スルト共ニ、回答トシテ合衆国大統領ハ、本官ニ対シ、合衆国、聯合王国、ソヴィエット社会主義共和国聯邦及中華民国ノ各政府ノ次ノ通報ヲ、貴国政府ヲ通ジ、日本国政府に対シ伝達スル為、貴官ニ送付方命令セル旨、貴官ニ通報スルノ光栄ヲ有シ候。

『「ポツダム」宣言ノ条項ハ之ヲ受諾スルモ、右宣言ハ天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ 要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解ヲ併セ述ベラレタル日本国政府ノ通報ニ対スル吾等ノ立 場ハ左ノ如シ、

降伏ノ時ヨリ、天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ、降伏条項ノ実施ノ為、其ノ必要ト 認ムル措置ヲ執ル聯合軍最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルゝモノトス。

天皇ハ日本国政府及日本帝国大本営ニ対シ、「ポツダム」宣言ノ諸条項ヲ実施スル為、必要ナル降伏条項署名ノ権限ヲ与へ、且之ヲ保障スルコトヲ要請セラレ、又天皇ハー切ノ日本国陸海空軍官憲及何レノ地域ニ在ルヲ問ハズ、右官憲ノ指揮下ニ在ルー切ノ軍隊ニ対シ、戦闘行為ヲ終止シ、武器ヲ引渡シ、及降伏条項実施ノ為最高司令官ノ要求スルコトアルベキ命令ヲ発スルコトヲ命ズベキモノトス。

日本国政府ハ降伏後直ニ俘虜及被抑留者ヲ、聯合国船舶ニ速カニ乗船セシメ得べキ安全ナル地域ニ移送スベキモノトス。

日本国政府ノ確定的形態ハ「ポツダム」宣言ニ遵ヒ、日本国国民ノ自由ニ表明スル意志ニ依リ決定セラルベキモノトス。

聯合国軍隊ハ「ポツダム」宣言ニ掲ゲラレタル諸目的ガ完遂セラルゝ迄日本国内ニ留マルベシ。」

本官ハ貴官ニ向テ重ネテ敬意ヲ表シ候。

敬具

千九百四十五年八月十一日

「ワシントン」ニ於テ 国務長官「ジェームズ・バーンズ」 私訳(下線は訳者)

合衆国、連合王国、ソヴィエト社会主義共和国連邦および中国の政府を代表して、合衆国政府の日本政府への回答

ポツダム宣言の諸条件を受諾するものではあるが、「前記宣言が主権的統治者としての天皇 陛下の大権を損なう要求を何ら含んでいないという了解のもとに」という申し立てを含ん でいる、日本政府のメッセージに関する、我らの立場は、以下のようなものである: <u>降伏の瞬間から、天皇および日本政府の国家統治権を連合国最高司令官の従属下に置く</u>、同 司令官は、降伏諸条件を達成するために彼が適切とみなすような処置を講ずるであろう。 天皇は、日本政府および日本帝国軍統合司令部による、ポツダム宣言の諸計画事項を実行す るために必要な降伏諸条件の調印のために、権限を付与しかつ保証することを要求される であろうし、また天皇は、すべての日本陸・海・空軍当局および、何処に位置しようとも、 その支配下にある軍隊に対して、積極的軍事行動を止め、武器を引き渡し、かつ、最高司令 官が降伏諸条件に効果を持たせるために必要とするであろう、他の諸命令を出すことを、命 じなくてはならない。

降伏後ただちに、日本政府は、戦争捕虜および市民の抑留者を、指令されたとおり、彼らが 速やかに連合国の輸送機関に乗り込める安全な場所に移送しなくてはならない。

日本の統治の最終的形態は、ポツダム宣言に従って、日本人民の自由に表明された意志により確立されねばならない。連合軍の武装部隊は、ポツダム宣言に示された諸目的が達成されるまで、日本に留まることになるであろう。

*上記中、下線部を当時外務省が、「降伏ノ時ヨリ天皇及日本國政府ノ國家統治ノ權限ハ降伏條項ノ實施ノ 為其ノ必要ト認ムル措置ヲ執ル連合軍最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス」と意図的な誤訳をしたというのは有名な話だが、今、そのこととは別に、原文に用いられている助動詞"shall"に注目してみたい。いわゆる「話者の意志」を表わす意志未来助動詞である。その限り、「天皇の権限は…下に置かれるものとする」という訳で合っているとはいえるのだろうが、しかし、このように本動詞が自動詞である場合には、「…ものとする」でもまだ弱いようにも感じられる。"He shall die."といった時に、「彼は死ぬものとする」というのでは分かりにくくて、「彼を殺す」で、やっとはっきりするようなものである。それで、上記私訳のように「天皇および日本政府の国家統治権を連合国最高司令官の従属下に置く」と訳してみた方が、いわれていることの意味をよく把握することができるのではないか、と思ったのである。だが、当時外務省は、それが「天皇の権限は」という形で文の主語になっている、ということに、いってみれば心理的に重要な意味を持たせたがった。その文の形を頼りに、「主語に置かれている以上、これで天皇の統治権の存続自体は認められているといえる」と強弁して通そうとしたのである。 なお、それ以降の文中にも三人称意志未来の"shall"が3回出てきている。それらの文では、本動詞はいずれも他動詞であり、一つは受動態になってもいる。こういう場合の適訳というのも、なかなか見つかりにくいが、一番強い感じの出る「……ねばならない」が、この文章全体の趣旨によく合っているだろうと考えて、それを用いてみた。でも、正直なところをいえば、「……をして……せしむ」の方が、もっとよく原文のつまり話者のいおうとしていることを、よく表現できると思っている。試みに、その方式で翻訳してみよう:

また天皇をして、すべての日本陸・海・空軍当局および、何処に位置しようとも、その支配下にある 軍隊に対して、積極的軍事行動を止め、武器を引き渡し、かつ、最高司令官が降伏諸条件に効果を持 たせるために必要とするであろう、他の諸命令を出すことを、命ぜしむ。

降伏後ただちに、日本政府をして、戦争捕虜および市民の抑留者を、指令されたとおり、彼らが速や かに連合国の輸送機関に乗り込める安全な場所に移送せしむ。

日本の統治の最終的形態をして、ポツダム宣言に従って、日本人民の自由に表明された意志により確立せされしむ。

【資料 21】ポツダム宣言受諾の通告

http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/010/010tx.html#tc031 より

「ポツダム」宣言ノ条項受諾ノ件

発信日時:8月14日後11:00 発信者:東郷外務大臣 宛先者:在瑞西加瀬公使 電信番号:353

Communication of the Japanese Government of August 14th 1945 addressed to the Governments of the United States, Great Britain, the Soviet Union and China.

With reference to the Japanese Government's Note of August 10 regarding their acceptance of the provisions of the Potsdam Declaration and the reply of the Governments of the United States, Great Britain, the Soviet Union and China sent by American Secretary of State Byrnes under the date of August 11, the Japanese Government have the honor to communicate to the Governments of the four Powers as follows:

- 1. His Majesty the Emperor has issued an Imperial Rescript regarding Japan's acceptance of the provisions of the Potsdam Declaration.
- 2. His Majesty the Emperor is prepared to authorize and ensure the signature by His Government and the Imperial General Headquarters of the necessary terms for carrying out the provisions of the Potsdam Declaration. His Majesty is also prepared to issue his commands to all the military, naval, and air authorities of Japan and all the forces under their control wherever located to cease active operations, to surrender arms, and to issue such other orders as may be required by the Supreme Commander of the Allied forces for the execution of the above-mentioned terms.

「ポツダム」宣言ノ条項受諾ノ件

発信日時:8月14日後11:00 発信者:東郷外務大臣 宛先者:在瑞西加瀬公使 電信番号:354

米英蘇支四国ニ対スル八月十四日附帝国政府通告

「ポツダム」 宣言ノ条項受諾ニ関スル八月十日附帝国政府ノ申入並ニ八月十一日附「バーンズ」米国国務長官発米英蘇支四国政府ノ回答ニ関聯シ帝国政府ハ右四国政府ニ対シ左ノ通通報スルノ光栄ヲ有ス

- 一 天皇陛下ニ於カセラレテハ「ポツダム」宣言ノ条項受諾ニ関スル詔書ヲ発布セラレタリ
- 二 天皇陛下ニ於カセラレテハ其ノ政府及大本営ニ対シ「ポツダム」宣言ノ諸規定ヲ実施スル為必要トセラルヘキ条項ニ署名スルノ権限ヲ与ヘ且之ヲ保障セラルルノ用意アリ又 陛下ニ於カセラレテハ一切ノ日本国陸、海、空軍官憲及右官憲ノ指揮下ニ在ル一切ノ軍隊ニ対

シ戦闘行為ヲ終止シ武器ヲ引渡シ前記条項実施ノ為聯合国最高司令官ノ要求スルコトアル ヘキ命令ヲ発スルコトヲ命セラルルノ用意アリ

[米国務長官メッセージ]

発信日時:8月15日前4:42 着信日時:8月16日前8:15 発信者:在瑞西加瀬公使 宛先者:東郷

外務大臣 電信番号:884

昭和二十年八月十五日〇四、四二 ベルン発 十六日〇八、一五東京着 在瑞西加瀬公使 東郷外務大臣

第八八四号

十五日午前三時半外務次官ハ本使ニ対シ米国国務長官ハ在米瑞西公使ニ対シ十四日附帝国 政府通告ハ「ポツダム」宣言並ニ十一日附四国回答ニ対スル完全ナル受諾ト認メ米国大統領 ノ命ニ依リ別電第八八五号ノ「メッセージ」ヲ帝国政府ニ伝達方依頼セル旨ヲ伝へ直ニ帝国 政府ニ電報方ヲ求メタリ (了)

[Notification of the United States Government of August 14 to the Japanese Government of Acceptance of Surrender Offer, and Surrender Orders]

発信日時:8月15日前4:30 着信日時 8月16日前10:30 発信者:在瑞西加瀬公使

宛先者:東郷外務大臣 電信番号:885

(平) 昭和二十年八月十五日○四、三○ ベルン発 十六日一○、三○ 東京着 在瑞西加瀬公使 東郷外務大臣

第八八五号 (緊急)

You are to proceed as follows:

- 1. Direct prompt cessation of hostilities by Japanese forces, informing the Supreme Commander for the Allied Powers of the effective date and hour of such cessation.
- 2. Send emissaries at once to the Supreme Commander for the Allied Powers with information of the disposition of the Japanese forces and commanders, and fully

empowered to make arrangements directed by the Supreme Commander for the Allied Powers to enable him and his accompanying forces to arrive at the place designated by him to receive the formal surrender.

3. For the purpose of receiving such surrender and carrying it into effect, General of the Army Douglas MacArthur has been designated as the Supreme Commander for the Allied Powers, and he will notify the Japanese Government of the time, place and other details of the formal surrender.

MESSAGE OF THE U.S. GOVERNMENT CONCERNING THE ARRANGEMENTS FOR THE CESSATION OF HOSTILITIES

You are to proceed as follows:

- 1. Direct prompt cessation of hostilities by Japanese forces, informing the Supreme Commander for the Allied Powers of the effective date and hour of such cessation.
- 2. Send emissaries at once to the Supreme Commander for the Allied Powers with information of the disposition of the Japanese forces and commanders and fully empowered to make any arrangements directed by the Supreme Commander for the Allied Powers to enable him and his accompanying forces to arrive at the place designated by him to receive the formal surrender.
- 3. For the purpose of receiving such surrender and carrying it into effect, General of the Army Douglas MacArthur has been designated as the Supreme Commander for the Allied Powers and he will notify the Japanese Government of the time, place and other details of the formal surrender.

停戦実施方に関する米国政府通告文

貴方は左の措置をとられたし

- 一 日本国軍隊の軍事行動の速急なる停止を指令し連合国最高司令官に右停戦実施の 日時を通報すること
- 二 日本国軍隊及び司令官(複数)の配置に関する情報を有し且連合国最高司令官及び 其の同行する軍隊が正式降服受理の為連合国最高司令官の指示する地点に到著し得る 様連合国最高司令官の指示する打合を為すべき充分の権限を与えられたる使者(複数) を直に連合国最高司令官の許に派遣すること
- 三 降伏の受理及びこれが実施の為「ダグラス・マッカーサー」元帥が連合国最高司令官に任命せられたる処同元帥は正式降服の時、場所及び其の他詳細事項に関し日本国政府に通報すべし

「ポツダム」宣言ノ条項受諾ノ件

発信日時:8月15日後4:00 発信者:東郷外務大臣 宛先者:在瑞西加瀬公使 電信番号:357

[Note of the Japanese Government of August 14 to the Governments of the United States, Great Britain, China and the Soviet Union Expressing its Desire with Reference to the Execution of Certain Provisions of the Potsdam Declaration]

The Japanese Government would like to be permitted to state to the Governments of America, Britain, China and the Soviet Union what they most earnestly desire with reference to the execution of certain Provisions of the Potsdam Proclamation. This may be done possibly at the time of the Signature. But fearing that they may not be able to find an appropriate opportunity, they take the liberty of addressing the Governments of the four Powers through the good offices of the Government of Switzerland.

In view of the fact that the purpose of occupation as mentioned in the Potsdam Proclamation is solely to secure the achievement of the basic objectives set forth in the said Proclamation, the Japanese Government sincerely desire that the four Powers, relying upon the good faith of the Japanese Government, will facilitate discharge by the Japanese Government of their obligations as to forestall any unnecessary complications. It is earnestly solicited that:

- (a) In case of the entry of Allied fleets or troops in Japan Proper, the Japanese Government be notified in advance, so that arrangements can be made for reception.
- (b) The number of the points in Japanese territory to be designated by the Allies for occupation be limited to minimum number, selection of the points be made in such a manner as to leave such a city as Tokyo unoccupied and the forces to be stationed at each point be made as small as possible.
- 2. Disarming of the Japanese forces, being a most delicate task as it involves over three millions of officers and men overseas and having direct bearing on their honour, the Japanese Government will, of course, take utmost pains. But it is suggested that the best and the most effective method would be that under the command of His Majesty the Emperor, the Japanese forces are allowed to disarm themselves and surrender arms of their own accord.

Disarming of the Japanese forces on the Continent be carried out beginning on the front line and in successive stages.

In connection with the disarming it is hoped that Article 35 of the Hague Convention will be applied, and the honour of the soldier will be respected, permitting them, for instance, to wear swords. Further, the Japanese Government be given to understand the Allies have no intention to employ disarmed Japanese soldiers for compulsory labour. It

- is sincerely hoped that shipment and transportation facilities necessary for the evacuation of the soldiers to their homeland will be speedily provided.
- 3. Since some forces are located in remote places, difficult to communicate the Imperial order, it is desired that reasonable time be allowed before the cessation of hostilities.
- 4. It is hoped that the Allies will be good enough quickly to take necessary steps or extend us facilities for the shipment of indispensable foodstuffs and medical supplies to Japanese forces in distant islands, and for the transport of wounded soldiers from those islands.

「ポツダム」宣言ノ条項受諾ノ件

発信日時:8月15日後3:00 発信者:東郷外務大臣 宛先者:在瑞西加瀬公使 電信番号:358

(機密)

「ポツダム」宣言ノ或条項実施ニ関スル八月十四日附日本国政府ノ四国政府ニ対スル希望 申入

帝国政府ハ「ポツダム」宣言ノ若干条項ノ実施ノ円滑ヲ期スル為切実ナル希望ヲ存シ之ヲ右 宣言実施条項署名ノ際又ハ其ノ他適当ナル機会ニ開陳セシメタキ処或ハ斯カル機会ナキコ トヲ虞レ茲ニ之ヲ瑞西国政府ノ斡旋ニ依リ米英支蘇四国政府ニ伝達セントス

- 一、「ポツダム」宣言中ノ占領ノ目的カ専ラ「ポツダム」宣言ニ掲ケラレタル基本的目的ノ 達成ヲ保障スルニ在ルニ鑑ミ四国側ニ於テハ帝国政府カ該条項ヲ誠意ヲ以テ実行セムトス ルモノナルニ信頼シ帝国政府ノ責務遂行ヲ容易円滑ナラシメ且無用ノ紛糾ヲ避クルカ如ク 配慮アリ度之カ為
- (1) 聯合国側ノ艦隊又ハ軍隊ノ日本本土進入ニ付テハ日本側準備ノ関係モアリ予メ其ノ予 定ヲ通報アリタキコト
- (2) 聯合国ノ指定スヘキ日本国領域内ノ占領ノ地点ハ其ノ数ヲ最少限度ニ止メ且其ノ選択ニ当リ例ヘハ東京ヲ除外スルコト並ニ右当該地点ニ派駐セラルル兵力モ象徴的程度ニ止ムルコト

ヲ切実ニ考慮アリ度

二、武装解除ハ海外ニ在ル三百万余ノ軍隊ニ関聯アルト共ニ日本将兵ノ名誉ニ直接触レタル最モ困難機微ナル問題ナルコト言ヲ俟タサル所ニシテ之カ実施ニ付テハ帝国政府ニ於テ最モ苦慮シ居ル次第ナルカ之カ実効ヲ期スル最善ノ方法トシテハ 天皇陛下ノ御命令ニ基キ帝国軍自ラ実施シ聯合国ハ其ノ円滑ナル実施ノ結果武器ノ引渡ヲ受クルモノト致度大陸ニ在ル帝国軍ノ武装解除ニ当リテハ第一線ヨリ逐次後方ニ向ヶ段階的ニ実施スルコトトシ度

武装解除二関聯シ海牙陸戦法規第三十五条ヲ準用シ軍人ノ名誉ヲ重ンシ帯剣ハ之ヲ認メラレ度又聯合国側カ武装ヲ解除セラレタル日本軍人ヲ強制労役ニ使用スル如キ意図ヲ有セサ

ルモノト了解ス海外ニ於テ武装ヲ解除セラレタル日本軍人ヲ其ノ儘永ク海外ニ駐留セシム ルコトハ彼我双方ニトリ面白カラサル種々ノ複雑困難ナル問題ヲ生スルノ虞アルニ付聯合 国側ニ於テ速カニ之ヲ日本内地ニ撤収セシムル為ニ必要ナル船舶及其ノ輸送上ノ便宜ヲ供 給セラレンコトヲ切望ス

三、 停戦ニ関シテハ遠隔ノ地ニ在ル部隊ニ 天皇陛下ノ御命令ヲ充分ニ徹底ヲ期スル要 アルヲ以テ停戦ノ実施期日ニ付テハ幾分ノ余裕ヲ置カレ度

四、太平洋ノ離島ニ在ル帝国軍隊ニ対シ必要欠クへカラサル程度ノ食糧医薬品ヲ送付シ及 之等離島ョリ本土ニ傷病兵ヲ輸送スル為至急聯合国側ニ於テ所要ノ措置ヲ講スルカ又ハ我 方ニ対シ便宜ヲ供与セラレ度

朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ

抑ゝ帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措カサル所

曩二米英二國ニ宣戰セル所以モ亦實ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他國ノ主權ヲ排シ領土 ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス

然ルニ交戰已ニ四歳ヲ閲シ朕カ陸海將兵ノ勇戰朕カ百僚有司ノ勵精朕カ一億衆庶ノ奉公各ゝ最善ヲ盡セル ニ拘ラス戰局必スシモ好轉セス

世界ノ大勢亦我ニ利アラス

加之敵ハ新二殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ慘害ノ及フ所眞ニ測ルヘカラサルニ至ル 而モ尚交戰ヲ繼續セムカ終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招來スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ 斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ

是レ朕カ帝國政府ヲシテ共同宣言ニ應セシムルニ至レル所以ナリ

朕ハ帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ對シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス

帝國臣民ニシテ戰陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内爲ニ裂ク

且戰傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ

惟フニ今後帝國ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス

爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル

然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪へ難キヲ堪へ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ萬世ノ爲ニ太平ヲ開カムト欲ス 朕ハ茲ニ國體ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ

若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ亂リ爲ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ 如キハ朕最モ之ヲ戒ム

宜シク擧國一家子孫相傳へ確ク神州ノ不滅ヲ信シ任重クシテ道遠キヲ念ヒ總力ヲ將來ノ建設ニ傾ケ道義ヲ 篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ國體ノ精華ヲ發揚シ世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ

爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

御名御璽

昭和二十年八月十四日

内閣總理大臣鈴木貫太郎

読み下し

朕深く世界の大勢と 帝国の現状とに鑑み 非常の措置を以って時局を収拾せんと欲し ここに忠良なる汝 臣民に告ぐ

朕は帝国政府をして 米英支蘇四国に対し その共同宣言を受諾する旨通告せしめたり

そもそも帝国臣民の康寧をはかり 万邦共栄の楽しみを共にするは 皇祖皇宗の遺範にして 朕の拳々措か ざる所

さきに米英二国に宣戦せる所以もまた 実に帝国の自存と東亜の安定とを庶幾するに出でて 他国の主権を 排し領土を侵すが如きは もとより朕が志にあらず

然るに交戦既に四歳を閲し 朕が陸海将兵の勇戦 朕が百僚有司の励精 朕が一億衆庶の奉公 各々最善を尽 くせるに拘らず 戦局必ずしも好転せず

世界の大勢また我に利あらず

しかのみならず 敵は新たに残虐なる爆弾を使用して しきりに無辜を殺傷し 惨害の及ぶところ真に測る べからざるに至る

しかもなお交戦を継続せんか 遂に我が民族の滅亡を招来するのみならず 延べて人類の文明をも破却すべ

かくの如くは 朕何を以ってか 億兆の赤子を保し 皇祖皇宗の神霊に謝せんや

是れ 朕が帝国政府をして共同宣言に応せしむるに至れる所以なり

朕は帝国と共に 終始東亜の解放に協力せる諸盟邦に対し 遺憾の意を表せざるを得ず

帝国臣民にして戦陣に死し 職域に殉し 非命に倒れたる者及び 其の遺族に想いを致せば五内為に裂く

且つ戦傷を負い 災禍を被り 家業を失いたる者の厚生に至りては 朕の深く軫念する所なり

思うに今後帝国の受くべき苦難はもとより尋常にあらず

汝臣民の衷情も朕よく是れを知る

然れども朕は時運の赴く所 堪え難きを堪へ 忍び難きを忍び 以って万世の為に太平を開かんと欲す 朕はここに国体を護持し得て 忠良なる汝臣民の赤誠に信倚し 常に汝臣民と共に在り

もしそれ情の激する所 濫りに事端を滋くし 或いは同胞排せい 互いに時局を乱り 為に大道を誤り 信義を世界に失うか如きは 朕最も之を戒む

宜しく 挙国一家 子孫相伝え かたく神州の不滅を信じ 任重くして道遠きを念い 総力を将来の建設に傾け 道義を篤くし 志操を堅くし 誓って国体の精華を発揚し世界の進運に後れざらんことを期すべし 汝臣民それ克く朕が意を体せよ

御名御璽

昭和二十年八月十四日

内閣総理大臣鈴木貫太郎

【資料 23】 スターリン・トルーマン書簡

【A】1945 年 8 月 16 日*、スターリンからトルーマンへ

http://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/122330

August 17, 1945

Draft Message from Joseph Stalin to Harry S. Truman

Translated from Russian into English by Sergey Radchenko.

I received your message with "General Order No. 1." In the main I do not object to the content of the order. With this, one has in mind that Liaodong Peninsula is a constituent part of Manchuria. However,

I propose to introduce the following amendments to "General Order No. 1":

1. Include all of the Kurile Islands, which, according to the decision of the third powers in the Crimea

must pass into the possession of the Soviet Union, into the region of surrender by Japanese armed

forces to Soviet forces.

2. Include the northern half of the island of Hokkaido, which adjoins in the North the Laperouse Strait,

located between Karafuto and Hokkaido, into the region of surrender by Japanese armed forces to

Soviet forces. The demarcation line between the northern and southern halves of the island of Hokkaido

is to be drawn along the line, extending from the town of Kushiro on the eastern coast of the island

until the town of Rumoe [sic] on the western coast of the island, including the said towns in the northern

half of the island.

This latter proposal holds special significance for the Russian public opinion. As is known, the Japanese

in 1919-1921 had under occupation of their forces all of the Soviet Far East. The Russian public opinion

would be seriously offended if the Russian forces did not have a region of occupation in some part of

properly Japanese territory.

I would very much want that my modest wishes recounted above ["were satisfied" crossed out in red

pencil by Stalin] did not meet with objections.

16 August 1945

[Notes on the telegram conveying this message indicate that it was sent from Moscow at 3:20 am on 17 August 1945

and received by the Soviet Embassy in Washington at 23.35 on August 16 1945 local times]

(私訳)

1945年8月17日*

ヨシフ・スターリンよりハリー・S・トルーマンへのメッセージ草稿

ロシア語より英語への訳はセルゲイ・ラドチェンコによる

- 64 -

「一般命令第1号」を付したあなたのメッセージを受け取りました。だいたいにおいて、私は、命令内容に異存ありません。この場合、遼東半島は満洲の構成部分であるということを、注意しておきたいと思います。しかしながら、私は、「一般命令第1号」に以下の修正を入れることを提案します:

- 1. 日本軍隊のソヴィエト軍に対する降伏の領域に、クリル諸島の全部を含めること、これらは、クリミアにおける三大国 [原文 "third powers"となっているが=訳者]の決定に従って、ソヴィエト連邦の所有に帰さねばならない。
- 2. 日本軍隊のソヴィエト軍に対する降伏の領域に、樺太・北海道間に位置する宗谷海峡に北面を接している北海道島の北半部を含めること。北海道島の北半部と南半部との境界線は、島の東岸にある釧路から島の西岸にある留萌 ["Rumoe" と記されているが=訳者] にまで伸びる線に沿って引かれ、上記両都市は島の北半に含まれるものとする。

この後者の提案は、ロシアの世論にとって特別に重要な意味を持っています。よく知られているとおり、 日本人〔原文 "the Japanese"であるから=訳者〕は、1919 年から 1921 年にわたって、ソヴィエト極東地域の 全体を彼らの軍勢の占領下に置いていました。もしも、ロシア軍が日本の正式領土のいずれかの部分に占 領する地域を持たないということになれば、ロシア世論は、深刻に感情を傷つけられるでありましょう。 私は、上に詳述した控え目の願望が〔「かなえられ」の語が、スターリンによって赤鉛筆で線を引いて消されている〕 反対を受けることがないよう、切に望んでおります。

1945年8月16日

〔このメッセージを伝える電報に記されたメモは、それが 1945 年 8 月 17 日午前 3 時 20 分にモスクワから送られ、ワシントンのソヴィエト大使館によって現地時間 8 月 16 日 23 時 35 分に受け取られたということを、指し示している〕

【B】1945年8月18日、トルーマンからスターリンへ

https://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/122333

Received on August 19, 1945

EMBASSY OF THE UNITED STATES OF AMERICA

Moscow, August 18, 1945

TOP SECRET

Dear Mr. Molotov:

I have just received the following message from the President [the word "President" crossed out by Stalin in blue pencil] to Generalissimus Stalin:

"TOP SECRET FOR GENERALISSIMUS STALIN FROM PRESIDENT TRUMAN:

"Replying to your message of August 16, I agree to your request to modify General Order Number 1 to include all the Kurile Islands in the area to be surrendered to the Commander-in-Chief of the Soviet Forces in the Far East. However, I should like it to be understood that the United States Government desires air base rights for land and sea aircraft on some one of the Kurile Islands, preferably in the central group, for military purposes and for commercial use. [underlined by Stalin] I should be glad if you would advise me that you will agree to such an arrangement, the location and other details to be worked out through the appointment of special representatives of our two Governments for this purpose. "Regarding your suggestion as to the surrender of Japanese forces on the Island Hokkaido [underlined]

by Stalin] to Soviet forces, it is my intention and arrangements have been made for the surrender of Japanese forces on all the islands of Japan proper, Hokkaido, Honshu, Shikoku and Kyushu, to General MacArthur.

"General MacArthur employs for temporary occupation of Japan proper selected allied armed forces, which, of course, will <u>include Soviet forces</u>, <u>insomuch as he considers it necessary</u> [underlined by Stalin] in order to accomplish our Allied surrender terms."

Will you please transmit this message to the Generalissimus.

Sincerely Yours, W.A. Harriman

His Excellency

V.M. Molotov

People's Commissar for Foreign Affairs, Moscow

(私訳)

1945年8月19日受信

米合衆国大使館 モスクワ、1945 年 8 月 18 日

極秘

親愛なるモロトフ様:

私は、たった今、大統領 [「大統領」の語はスターリンにより、青鉛筆で線を引いて消されている] からスターリン 大元帥への、以下のメッセージを受け取りました:

「大統領トルーマンより大元帥スターリン宛て極秘文書:

「あなたの8月16日のメッセージに答えて、私は、クリル諸島の全部を、極東ソヴィエト軍最高司令官に対して降伏すべき領域に含めるように、一般命令第1号を修正せよとの、あなたの要請に同意します。しかしながら私は、合衆国政府が、クリル諸島のいずれか一つの、なるべくなら中部の島に、軍事目的および商業的使用のために、陸海軍の飛行機用の航空基地を設ける権利を得たいと望んでいる [スターリンによって下線が引かれている] ことに、御理解をいただきたいと思います。もしもあなたが、そのような取り決めに同意なさるであろうことを、私に通知して下さるならば、幸いです。場所その他詳細は、この目的のための我々両政府の専門家代表団の選任を通して、考え出されることになるでしょう。

「<u>北海道島</u> [スターリンによって下線が引かれている] に在る日本軍のソヴィエト軍に対する降伏についての、 あなたの提案に関していえば、私の考えにより、日本本土のすべての島すなわち北海道、本州、四国およ び九州に在る日本軍の、マッカーサー将軍に対する降伏のための措置が講じられています。

「マッカーサー将軍は、日本の当座の占領のためには、適宜選ばれた連合国軍を雇用していて、もちろん それには、我々連合国側の降伏条件を達成するために、<u>彼が必要と見なす限りにおいて、ソヴィエト軍も</u> <u>含まれる</u>[スターリンによって下線が引かれている]でありましょう」

どうぞ、このメッセージを、大元帥に送り届けていただけますか。

謹白 W.A. ハリマン

V.M. モロトフ閣下人民外務委員、モスクワ

【C】1945 年 8 月 22 日、スターリンからトルーマンへ

 $https:\!/\!digital archive.wilsoncenter.org/document/122341$

PCFA [People's Commissariat of Foreign Affairs]

10th Department

Outgoing No. 13410 Strictly Secret

Received: 23 hours 25 min 22 August 1945 Sent: 03 hours 15 min 23 August 1945

Cyphered telegram

"PERSONALLY AND SECRETLY FROM PREMIER I.V. STALIN TO PRESIDENT MR. H. TRUMAN

I received your message dated August 18.

1. I understand the content of your message in the sense that you refuse to satisfy the request of the

Soviet Union about including the northern half of the i[sland] of Hokkaido into the region of surrender

of Japanese armed forces to Soviet forces. I must say that I and my colleagues did not expect such an

answer from you.

2. As for your demand to have a permanent air base on our of the Kurile islands, which, according to

the Crimea decision of the three powers, must be transferred into the Soviet Union's possession, I

consider it my duty to say the following concerning this matter. First of all, I must remind that such an

activity was not foreseen in the decisions of the three powers either in Crimea or in Berlin, and in no

measure stems from the decisions taken there. Secondly, demands of this nature are usually made to

either a vanquished state, or to such an allied state, which cannot defend this or that part of its territory

not think that the Soviet Union can be counted in the ranks of such states. Thirdly, as your message

does not account for any motivations for the demand to provide a permanent base, I must tell you

wholeheartedly that neither I nor my colleagues understand which circumstances could give rise to

such a demand to the Soviet Union.

22 August 1945."

Confirm receipt of the telegram.

Telegraph concerning implementation.

MOLOTOV

(私訳)

PCFA〔人民外交委員会〕 第 10 課

発出番号 13410、厳重秘

受信:1945年8月22日23時25分 [ワシントン]

送信:1945年8月23日3時15分〔モスクワ〕

暗号化された電報

「首相 I.V.スターリンより大統領 H.トルーマン氏へ秘密親書

私は、8月18日付のあなたのメッセージを受け取りました。

1. 私は、あなたのメッセージの内容を、北海道島の北半部を日本武装軍隊のソヴィエト軍に対する降伏の 領域に含めるということについての、ソヴィエト連邦の要求を叶えることを、あなたは拒否している、と いう意味に解しています。私と私の同僚たちは、あなたからこのような回答を受けることを予期していな かった、と私はいわなくてはなりません。

2.三大国のクリミアでの決定に従って、ソヴィエト連邦の領有に帰さねばならぬクリル諸島のうちの一つ ["our"となっているが=訳者]に、常設の航空基地を持ちたいというあなたの要求についていうならば、私は、この件に関して以下のことを述べることを、自分の義務と考えます。第一に、そのような活動は、クリミアにおいてもベルリンにおいても、三大国の決定のうちには予見されておらず、そこで下された諸決定から決して ["in no measure"と書かれているが=訳者]生じてくるものではない、ということに、私は注意を促さなくてはなりません。第二に、このような性質の要求は、通常は、征服された国に対してか、あるいは、自領土のあれこれの部分を自力で防衛することができず、このことの故に自らの同盟相手に適当な基地を進んで提供することを表明する如き同盟国に対してなされるものです。私は、ソヴィエト連邦がそのような国家の列に加え入れられ得るとは考えません。第三に、あなたのメッセージは、常設の基地を提供することの要求に対する何らの動機の説明もしていませんので、私も、私の同僚たちも、いったいどういう事情から、ソヴィエト連邦に対するそのような要求が起こり得るものなのか、理解できないでいる、ということを、私は心を込めて申し上げなくてはなりません。

1945年8月22日

【資料 24】大陸令千三百八十二号

大陸命第千三百八十二号

命令

一 第一総軍司令官、第二総軍司令官、関東軍総司令官、支那派遣軍総司令官、南方軍総司令官、航空総軍司令官、第五方面軍司令官、第八方面軍司令官、第十方面軍司令官、第三十一軍司令官、小笠原兵団長及参謀総長は即時戦闘行動を停止すへし

但し停戦交渉成立に至る間敵の来攻に方りては止むを得さる自衛の為の戦闘行動は之を妨けす 諸部隊は宿営、給養等の便を顧慮し適宜の地域に集結し爾後の行動を準備することを得

- 二 前項各軍司令官は戦闘行動を停止せは其日時を速に報告すへし
- 三 細項に関しては参謀総長をして指示せしむ

昭和二十年八月十六日 奉勅伝宣 参謀総長 梅津美治郎

参謀総長 梅津美治郎殿 第一総軍司令官 杉山元殿 第二総軍司令官 畑俊六殿 関東軍総司令官 山田乙三殿 支那派遣軍総司令官 岡村寧次殿 南方軍総司令官伯爵 寺内寿一殿 航空総軍司令官 河辺正三殿 第五方面軍司令官 樋口季一郎殿 第八方面軍司令官 今村均殿 第十方面軍司令官 安藤利吉殿 第二十二車司令官 麦倉俊三郎殿 小笠原兵団長 立花芳夫殿

*本大陸令の実際の発信時刻は、8 月 16 日の 15 時 30 分であり、第 5 方面軍がその受領電を発信したのは、8 月 16 日 21 時であったという。

【資料 25】千島・樺太進攻に関するソ連軍最高司令官命令

サイト「北方領土問題」https://www.ne.jp/asahi/cccp/camera/HoppouRyoudo/中の資料集から転載させていただいている。そこに、資料の出典としては、浦野起央/編著『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史 第2巻 [第5分冊 h] が示されている。

[A] ソ連軍総参謀長アレクサンドル・ミハイロビチ・ワシレフスキーの極東サハリン方面軍・北洋艦隊司令官あて停戦 任務に関する暗号電報、第8号

1945年8月18日発出(トロツエンコ)

8月17日に敵の抵抗が急激に低下した中で、極東方面軍の諸部隊は、与えられた任務を継続して遂行している。その日のうちに、各方面で敵の各部隊及び小隊は降伏し、又はわが軍に軍使を派遣した。17時08分過ぎ、約2万5,000人の日本軍及び満州軍の将兵が武装解除された。各方面並びに戦線の一部では、小競り合いが行われているものの、降伏は引続きなされている。

極東ソ連軍に与えられた任務に基づいて、以下の通り、命令する。

- 一、第二極東方面軍は、8月25日までにサハリン南部及び新知島に至る千島列島北部諸島の占領を完了させること。本任務を遂行するために、カムチャツカ及びサハリンにおける貴下の部隊を使用する。
- 二、敵の戦闘行動が停止されたすべての地域においては、ソ連軍諸部隊側からの戦闘行動を直ちに停止すること。
- 三、自発的に降伏した敵の将兵に対して良好な指揮をとる必要があることを、部隊に確認する。

第八号ワシレフスキー、トロツエンコ

[B] ソ連軍総参謀長アレクサンドル・ミハイロビチ・ワシレフスキーの極東サハリン方面軍・太平洋艦隊司令官あて暗 号電報、第 18 号

1945年8月19日発出(トロツエンコ)

極東ソ連軍に与えられた任務に基づき、以下の通り、命令する。

第一極東方面軍は、8月19日から9月1日までに、釧路市から留萌市に至る線より北の北海道の半分及び新知島に至る千島列島の南部諸島を占領する。この目的のため、太平洋艦隊の船舶及び商船隊の部隊は、8月19日から9月1日までに、第87狙撃兵団の二個狙撃師団を移動させるよう務める。また、同期間に、北海道及び千島列島に第九航空軍の戦闘機師団及び爆撃機師団の基地を移動させる。

[C] ソ連軍のペトロバブロフスク海軍基地あて暗号電報、第 11087 号 1945 年 8 月 19 日発出(トロツエンコ)

- 一、カムチャツカ防衛区司令官と共同して、8月25日までに新知島に至る千島列島北部の島嶼を占領する。
- 二、抵抗の止んだ島嶼においては、直ちに戦闘行動を停止する。軍事施設を速やかに占領するために機動 部隊を設ける。

日本軍司令部と自主的に連絡を取ることを許可し、敵の受け入れと武装解除の手続きを定める。

- 三、自発的に降伏した将兵に対しては、良好な態度をとる。
- 四、海軍施設に属するものすべてを、直ちに検査する。設備及び貴重品には、歩哨を立てる。

[D] ソ連軍総参謀長アレキサンドル・ミハイロビチ・ワシレフスキーの極東第一方面軍・極東第二方面軍・太平洋艦隊各司令官及びアレキサンドル・A・ノビコフ空軍司令官あて暗号電報、第20号 1945年8月21日発出(トロツエンコ)

- 一、真岡港地区の良好な状況を利用して、直ちに、8月21日より遅くならない段階で、技術部隊を伴い第87狙撃兵団の乗船を開始する。出来るだけ速やかに、サハリン南部の大泊港及び豊原市の地域に、同兵団を集結させる。
- 二、太平洋艦隊司令官ユマシェフ海軍上級大将は、商船隊を必要に応じて活用し、第87狙撃兵団の輸送を 主要任務と見倣すこと。第87狙撃兵団の輸送計画について、遅くとも1945年8月27日12時00分まで に、暗号電報をもって本官に報告する。
- 三、第二極東方面軍司令官は、第一極東方面軍第87狙撃兵団の先兵の上陸を待たずに、遅くとも8月22日の朝までに大泊港及び豊原市地域を占領するために、サハリン南部から敵部隊を掃討する作戦を継続する。第87狙撃師団の部隊が同地域に進出した後は、作戦を終えた第二極東方面軍の部隊をサハリンの防衛に使用するか、又は情勢次第で、千島列島で行動中の部隊の増強のために使用する。
- 四、空軍総司令官ノビコフ空軍元帥と太平洋艦隊司令官ユマシェフ海軍上級大将は、貴下の部隊がサハリンを占領した後、直ちに、遅くとも8月23日までに、第九空軍及び太平洋艦隊航空部隊の主力基地をサハリンに移し、北海道北部占領に参加する準備をする。

第九空軍と太平洋艦隊航空部隊の基地の移転、及び来たるべき航空作戦行動計画の立案に関する全般的 指揮は、ノビコフ空軍元帥に委任するものとする。空軍基地の移転及び空軍の使用に関する計画は、遅く とも8月22日14時00分までに、本官に報告する。 五、太平洋艦隊司令官ユマシェフ海軍上級大将は、地上軍がサハリン及び大泊港を占領した後、最高司令官の指示を受理すると同時に、サハリン南部から北海道への上陸作戦を開始するため、必要量の軍艦及び 魚雷をここに移転する。上陸作戦計画を立案する際には、少なくとも歩兵二個師団をそれぞれ二、三梯団で同時に北海道に輸送することを考慮する。

六、第一極東方面軍司令官及び太平洋艦隊司令官は、遅くとも 8 月 22 日 23 時 00 分までに来たるべき作 戦に関する提案を提出する。

七、第 87 狙撃兵団をサハリンの真岡地区へ輸送する作戦を直ちに開始する必要があることを、再度強調する。北海道上陸作戦の開始時期は、追って本官が指示する。本作戦における地上軍・空軍・太平洋艦隊の主要基地は、サハリンに置くこととする。 本作戦の準備期限は、1945 年 8 月 23 日を最終期日とする。

暗号電報、第20号(14726) ワシレフスキー、トロツエンコ

[E] ソ連軍太平洋艦隊参謀部戦闘命令、第 0013/OP 号 1945 年 8 月 21 日発出(ペトロバブロフスク)

一、海上では、敵は積極的な戦闘行動を行っていない。サハリンでは、北太平洋艦隊の上陸部隊は、真岡 港及び真岡市を占領した。敵は抵抗を止めた。

- 二、真岡地区では、北太平洋艦隊が行動している。
- 三、任務は、真岡港に狙撃師団一個師団を揚陸させることである。

決定 軍艦による護衛の下に、狙撃師団を輸送船で輸送すること。

以下の通り、命令する。

A 揚陸指揮官ベスパロフ少佐は、真岡港に狙撃師団一個師団を揚陸する。ボスフォル・ビストーチタイ海峡から出発するのは、1945 年 8 月 21 日 14 時 00 分とする。

- B 狙撃師団司令官は、真岡港に上陸し、さらに、第一極東方面軍司令官の命令に従って行動する。
- C 空軍司令官レメシコ空軍中将は、海上の移動及び上陸地点において、上陸部隊を援護する。

[F] ソ連軍総参謀長アレキサンドル・ミハイロビチ・ワシレフスキーの海軍総司令官ニコライ・G・クズネツオフ及び 太平洋艦隊司令官イヴァン・S・ユマシェフあて北海道上陸作戦中止の暗号電報、第 677 号

1945年8月22日発出(トロツエンコ)

二、今後、総司令部の特別の許可があるまで、わが軍の北海道上陸作戦を差し控える必要がある。第87狙撃師団の輸送は、継続する。

三、千島列島において降伏する用意があるという日本側の声明に関連して、北海道を避けて、第87狙撃兵団の先兵をサハリンから南千島諸島(国後島及び択捉島)へ輸送することができるかどうかを検討するよう、お願いする。遅くとも8月23日朝までに、この件についてどう考えるかを、本官にお知らせ願いたい。

[G] ソ連軍太平洋艦隊司令部の千島列島駐留日本軍北方集団司令官(第九一師団長)提不來貴中将あて全日本軍への降伏命令(千島占領)の決定

1945年8月23日発出(ペトロバブロフスク)

- 一、ペトロバブロフスク海軍基地の艦船と部隊は、カムチャツカ防衛区軍と共同して、8月25日までに占守島を含む千島列島北部を占領する。
- 二、北太平洋艦隊の艦船と部隊は、極東第二方面軍の第一六軍と共同して、
- (a)宗谷海峡の機雷敷設状況を調べ、水路を掃海し、大泊港に上陸部隊を揚陸し、引続き得撫島を含む千島 列島の南部に上陸部隊を輸送する。
- (b)引続き、小千島列島を占領するために、千島列島島端に作戦基地を設ける。
- 三、サハリン南部での戦闘行動を直接指揮し、第一六軍の部隊と連絡をとるため、野戦参謀部を伴い北太 平洋艦隊司令官をソベツカヤ・ガーバニからサハリンに、飛行機で輸送する。
- 四、作戦の時点で、海軍基地から VMB 型掃海艇四隻、海兵隊を補充するために 300 人の兵員を北太平洋 艦隊司令官の作戦指揮下におく。
- 五、作戦を実施するに当たって、北太平洋艦隊の航空部隊を恵須取飛行場に着陸させる。
- 六、太平洋艦隊航空部隊司令官は、南サハリン及び千島列島南部島嶼での行動に関し、予備航空部隊を準備する。そのためには、海軍基地の飛行場を使用する。
- 七、飛行場を占領するため、択捉島に空挺部隊を降下させる。

八、第 87 狙撃兵団の真岡港への輸送を継続する。宗谷海峡の機雷敷設状況が厳しい場合は、千島列島南部 に上陸予定の第 87 狙撃兵団を自動車及び鉄道によって大泊港に輸送する。第 87 狙撃兵団は、大泊港で乗 船させ、目的地に輸送する。

[H] ソ連極東第二方面軍軍事評議会の千島新知島・得撫島占領命令に従うカムチャツカ防衛区司令官とペトロバブロフスク海軍基地指揮官の共同決定

1945 年 8 月 27 日成立(ペトロバブロフスク)

- 一、輸送船メンジンスキーから特殊部隊を伴った第三〇二狙撃連隊一個連隊を、松輸島に上陸させる。
- 二、警備艦ジェルジンスキーは、新知島の日本軍守備隊の存在地を強行偵察する。

三、警備艦キーロフと掃海艇第三三四号は輸送船団に同行し、得撫島偵察のため警備艦キーロフから第302 狙撃連隊の一個中隊を上陸させる。

四、警備艦キーロフ及び掃海艇第 333 号によって護衛された輸送船メンジンスキー、レフリジェラートル 第二号、及び上陸用舟艇 DS-6 は、新知島と得撫島の地域に直ちに赴く。輸送船モスカリボ、レフリジェ ラートル第二号、及び上陸用舟艇 DS-6 をもって新知島に部隊を上陸させる。

[I] ソ連軍総参謀部の極東第一方面軍司令官、極東第二方面軍司令官、及びイヴァン・S・ユマシェフ海軍上級大将あて 電報、第 191/HSH

1945年8月28日発出(トロツエンコ)

カムチャツカ、サハリン、及び千島列島で行動中の軍を統一指揮の下に統合するために、以下の通り、 命令する。

- 一、第一極東方面軍司令官は、8月30日24時00分までに到着するすべての部隊を、第二極東方面軍に 引き渡すものとする。同部隊は8月31日までに国後島・択捉島(千島列島南部)を占領し、確保する。
- 二、第二極東方面軍は、引き渡される部隊をサハリン及び千島列島に進攻させる。

諸部隊を、以下の通り、配置する。

第255狙撃師団 カムチャツカ半島

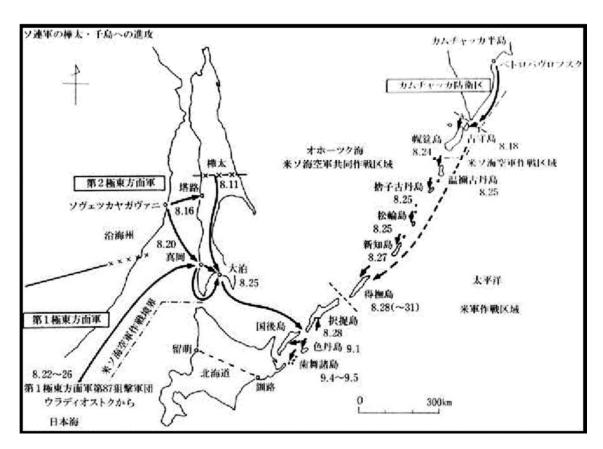
第 101 狙擊師団 千島列島北部諸島。

第87 狙撃兵団の狙撃師団一個師団及び第113 狙撃旅団 千島列島南部諸島。

第87狙撃兵団のその他の狙撃師団二個師団 南サハリン

南サハリンに方面軍部隊による戦車旅団一個旅団の増強をする。

【資料 26】ソ連軍の樺太・千島侵攻図



出所:中山隆志著『一九四五年夏 最後の日ソ戦』、中公文庫、2001年、12頁

INSTRUMENT OF SURRENDER

We, acting by command of and in behalf of the Emperor of Japan, the Japanese Government and the Japanese Imperial General Headquarters, hereby accept the provisions set forth in the declaration issued by the heads of the Governments of the United States, China and Great Britain on 26 July 1945, at Potsdam, and subsequently adhered to by the Union of Soviet Socialist Republics, which four powers are hereafter referred to as the Allied Powers.

We hereby proclaim the unconditional surrender to the Allied Powers of the Japanese Imperial General Headquarters and of all Japanese armed forces and all armed forces under Japanese control wherever situated.

We hereby command all Japanese forces wherever situated and the Japanese people to cease hostilities forthwith, to preserve and save from damage all ships, aircraft, and military and civil property and to comply with all requirements which may be imposed by the Supreme Commander for the Allied Powers or by agencies of the Japanese Government at his direction.

We hereby command the Japanese Imperial General Headquarters to issue at once orders to the Commanders of all Japanese forces and all forces under Japanese control wherever situated to surrender unconditionally themselves and all forces under their control.

We hereby command all civil, military and naval officials to obey and enforce all proclamations, orders and directives deemed by the Supreme Commander for the Allied Powers to be proper to effectuate this surrender and issued by him or under his authority and we direct all such officials to remain at their posts and to continue to perform their non-combatant duties unless specifically relieved by him or under his authority.

We hereby undertake for the Emperor, the Japanese Government and their successors to carry out the provisions of the Potsdam Declaration in good faith, and to issue whatever orders and take whatever action may be required by the Supreme Commander for the Allied Powers or by any other designated representative of the Allied Powers for the purpose of giving effect to that Declaration.

We hereby command the Japanese Imperial Government and the Japanese Imperial General Headquarters at once to liberate all allied prisoners of war and civilian internees now under Japanese control and to provide for their protection, care, maintenance and immediate transportation to places as directed.

The authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander for the Allied Powers who will take such steps as he deems proper to effectuate these terms of surrender.

Signed at TOKYO BAY, JAPAN at 0904 on the SECOND day of SEPTEMBER, 1945.

重光 葵

By Command and in behalf of the Emperor of Japan and the Japanese Government. 梅津美治郎

By Command and in behalf of Japanese Imperial General Headquarters.

Accepted at TOKYO BAY, JAPAN at 0908 on the SECOND day of SEPTEMBER, 1945, for the United States, Republic of China, United Kingdom and the Union of Soviet Socialist Republics, and in the interests of the other United Nations at war with Japan.

Douglas MacArthur

Supreme Commander for the Allied Powers.

C. W. Nimitz

United States Representative

徐永昌

Republic of China Representative

Bruce Fraser

United Kingdom Representative

Lieutenant-General K. Derevyanko

Union of Soviet Socialist Republics Representative

T. A. Blamey

Commonwealth of Australia Representative

L. Cosgrave

Dominion of Canada Representative

Le Clerc

Provisional Government of the French Republic

Representative

C. E. L. Helfrich

Kingdom of the Netherlands Representative

L. M. Isitt

Dominion of New Zealand Representative

降伏文書

下名ハ茲ニ合衆国、中華民国及「グレート、ブリテン」国ノ政府ノ首班ガ千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ発シ後ニ「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦ガ参加シタル宣言ノ条項ヲ日本国天皇、日本国政府及日本帝国大本営ノ命ニ依リ且之ニ代リ受諾ス右四国ハ以下之ヲ聯合国ト称ス

下名ハ茲ニ日本帝国大本営並ニ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズー切ノ日本国軍隊及日本国ノ支配下ニ在ルー切ノ軍隊ノ聯合国ニ対スル無条件降伏ヲ布告ス

下名ハ茲ニ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本国軍隊及日本国臣民ニ対シ敵対行為ヲ直ニ終止スルコト、一切ノ船舶、航空機並ニ軍用及非軍用財産ヲ保存シ之ガ毀損ヲ防止スルコト及聯合国最高司令官又ハ其ノ指示ニ基キ日本国政府ノ諸機関ノ課スベキー切ノ要求ニ応ズルコトヲ命ズ

下名ハ茲ニ日本帝国大本営ガ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズー切ノ日本国軍隊及日本国ノ支配 下ニ在ルー切ノ軍隊ノ指揮官ニ対シ自身及其ノ支配下ニ在ルー切ノ軍隊ガ無条件ニ降伏ス ベキ旨ノ命令ヲ直ニ発スルコトヲ命ズ

下名ハ茲ニー切ノ官庁、陸軍及海軍ノ職員ニ対シ聯合国最高司令官ガ本降伏実施ノ為適当 ナリト認メテ自ラ発シ又ハ其ノ委任ニ基キ発セシムルー切ノ布告、命令及指示ヲ遵守シ且 之ヲ施行スルコトヲ命ジ並ニ右職員ガ聯合国最高司令官ニ依リ又ハ其ノ委任ニ基キ特ニ任 務ヲ解カレザル限リ各自ノ地位ニ留リ且引続キ各自ノ非戦闘的任務ヲ行フコトヲ命ズ

下名ハ茲ニ「ポツダム」宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト並ニ右宣言ヲ実施スル為聯合国最高司令官又ハ其ノ他特定ノ聯合国代表者ガ要求スルコトアルベキー切ノ命令ヲ発シ且斯ルー切ノ措置ヲ執ルコトヲ天皇、日本国政府及其ノ後継者ノ為ニ約ス

下名ハ茲ニ日本帝国政府及日本帝国大本営ニ対シ現ニ日本国ノ支配下ニ在ルー切ノ聯合国 俘虜及被抑留者ヲ直ニ解放スルコト並ニ其ノ保護、手当、給養及指示セラレタル場所へノ即 時輸送ノ為ノ措置ヲ執ルコトヲ命ズ

天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ本降伏条項ヲ実施スル為適当ト認ムル措置ヲ執ル聯 合国最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス

千九百四十五年九月二日午前九時四分日本国東京湾上ニ於テ署名ス

大日本帝国天皇陛下及日本国政府ノ命ニ依リ

且其ノ名ニ於テ

重光 葵

日本帝国大本営ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ

梅津美治郎

千九百四十五年九月二日午前九時八分東京湾上ニ於テ合衆国、中華民国、聯合王国及「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦ノ為ニ並ニ日本国ト戦争状態ニ在ル他ノ聯合諸国家ノ利益ノ 為ニ受諾ス 聯合国最高司令官 ダグラス、マックアーサー 合衆国代表者 シー、ダブリュー、ニミッツ 中華民国代表者 徐永昌 聯合王国代表者 ブルース、フレーザー 「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦代表者 クズマ、エヌ、 ヂェレヴィヤンコ

「オーストラリア」聯邦代表者 ティー、ユー、ブレーミー「カナダ」代表者 エル、コスグレーヴ「フランス」国代表者 ジァック、ルクレルク「オランダ」国代表者 シェルフ、ヘルフリッヒ「ニュー、ジーランド」代表者 エス、エム、イシット

【資料 28】裕仁天皇の印象――マッカーサー語る――

General Douglas MacArthur, *Reminiscences*, published 1964, Kindle 版 438/715-441/715 より私訳

私は、東京に到着した後まもなく、権力を見せつけるために天皇を私の司令本部に呼び出すようにスタッフのメンバーたちに促された。私は、それらの提案を一蹴した。「そんなことをすれば」と私は説明した、「日本人の感情を侮辱し、彼らの目には天皇は殉教者になってしまうだろう。だから、私は待つ、そうすれば、やがて天皇は自ら進んで私に会いに来ることになろう。こんな場合には、西洋の性急さよりもむしろ東洋の辛抱強さが、我々の目的によくかなうであろう」。

実際、天皇はまもなく会見を懇請してきた。モーニングに、縞模様のズボンをはき、シル クハットをかぶり、彼の乗用車ダイムラーに乗り、高位侍従が飛び出し補助席から顔を覗か せて、裕仁は、大使館に到着した。占領の初めから、私は、彼の扱いにおいては傷つけると いうことがあってはならない、と指示していた。君主に与えられるべきあらゆる名誉は、彼 のものであるべきだった。私は、誠意をもって彼に会った、そして、私がかつて露日戦争の 終結時に、彼の父親に迎え入れられたことを思い出した。彼はびくびくしており、ここ数ヶ 月間のストレスが明らかに表われていた。私は、彼付きの通訳以外は皆退出させた、そして 我々は、長いレセプションホールの一方の端にある開放式暖炉の前に腰を下ろした。私が彼 に米国のたばこを一本差し出すと、彼はそれを、礼をいって受け取った。私は、彼のために それに火を付けてやっている時に、どれだけ彼の両手が震えているかに気づいた。私は、で きるだけ彼が楽になれるように努めたが、しかし、彼の屈辱による苦痛がどれほど深く酷い ものであるに違いないか、分かっていた。私は、彼が自分の戦争犯罪人としての起訴に抗し て弁解をするのかもしれないという、心配な気持ちを懐いていた。彼をこのカテゴリーに含 めろという、少なからぬ攻撃が、連合国のいくつかから、とりわけロシア人と英国人とから、 すでになされていた。実際、彼らによって最初に提示された犯罪人リストの筆頭には、天皇 の名前が載っていた。私は、そのような不当な行動から生ずるであろう悲惨な結果をはっき り覚っていたので、どこまでもそういう動きに抵抗した。ワシントンが英国人の見地の方に 方向を変えつつあるように見えた時には、私は、もしもそういう行動が取られようものなら、 私としては少なくとも百万の兵士の増員を必要とすることになろう、と忠告をしたのであ った。もしも天皇が戦争犯罪人として起訴され、ひょっとしたら絞首刑に処されるというこ とになれば、日本全土にわたって軍事政権が設置されねばならず、ゲリラ戦争がおそらく突 発することになるであろう、と私は考えたのだ。それで、天皇の名前は、リストから削除さ れたのであった。しかし、これらすべてのことについて、彼は何も知らなかった。

しかし、私の心配は、根拠のないものであった。彼がいったことは、こうであった:「マッカーサー元帥、私は、我が民により戦争行為の中でなされたあらゆる政治的および軍事的

決定と行動に対し、ただ一人責任を負うべき者として、我が身をあなたが代表なさっている強国の審判に差し出すために、ここに参りました」。とてつもなく強い印象がこみ上げてきた。この勇気ある、死を以て暗示された、責任の――私が完全に知っていた諸事実によってそれは無いと示されている責任の――引き受けは、私を、まさしく骨の髄まで感動させた。彼は、生まれつきによって天皇であった、しかし、その瞬間、私は、私が目の前にしている者は、彼自身の取得した権利における日本第一の紳士である、ということを知ったのである。彼が去った時、私は妻に、彼がどんな様子であったか、話し始めた、しかし彼女は、さざめくような笑いで私を遮って、いった:「ああ、私は彼を見たわよ。アーサーと私とが、赤いカーテンの後ろで、そっと覗いていたのよ」。滑稽な世界であるが、しかし、どういうふうに考えるにせよ、愉快なものである。

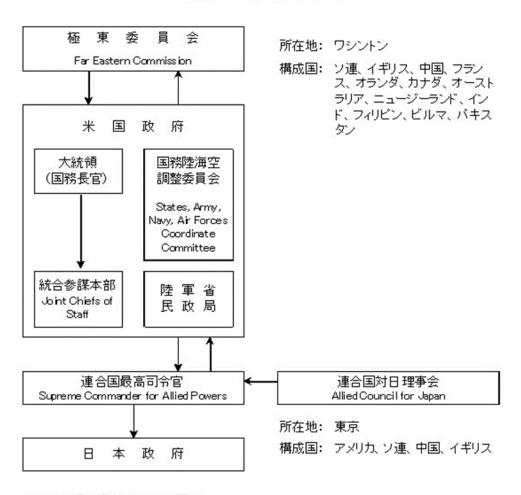
天皇は、それ以後、しばしば私のところを訪れた、そして我々の会話は、世界の諸問題のほとんどにわたった。私は常に、占領政策の基礎を成している諸理由を、念入りに説明した、そして、彼が、私の話し合ったほとんどの他の日本人よりも、民主主義の構想について、より徹底した理解力を有している、ということを発見した。彼は、日本の精神的な復興に、大きな役割を果たした、そして、彼の忠実な協力と影響とは、占領の成功と大いに関わりがあった。

【資料 29】連合国の日本管理組織図

丸の内中央法律事務所 Marunouchi-Chuo Law OfficeHOME

https://www.mclaw.jp/column/tsutsumi/column036.html より転載させていただいている

日本占領管理機構



出典:占領史録(上)P452の図を一 部改作

- *「極東委員会構成国」筆頭に「米国」が書かれるべき。
- *米国、ソ連、英国、中華民国は、拒否権を持つ。
- *「極東委員会」は、1946年2月26日、ワシントンD.C. で第1回会合を行なった。
- *ビルマおよびパキスタンは、1949年11月17日に加入した。
- *1945 年 12 月 27 日、モスクワにおける米英ソ3国外相会議で、「極東委員会」および「連合国対日理事会」の設置が決定された。
- *「連合国対日理事会」は、会合場所を東京丸の内の第一生命ビル内と定め、1946 年 4 月 5 日、第 1 回会合を行なった。